

第七十七回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十六号

平成二十三年七月二十九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中けいしゅう君

理事 石関 貴史君 理事 北神 圭朗君

理事 楠田 大蔵君 理事 後藤 斎君

理事 近藤 洋介君 理事 谷畑 孝君

理事 西村 康稔君 理事 佐藤 茂樹君

相原 史乃君 石森 久嗣君

緒方林太郎君 大西 孝典君

川口 博君 川越 孝洋君

川島智太郎君 木村たけつか君

柳瀬 万里君 熊田 篤嗣君

齊木 武志君 齋藤やすのり君

柴橋 正直君 白石 洋一君

杉本かずみ君 平 智之君

高松 和夫君 中山 義活君

橋本 勉君 花咲 宏基君

山本 剛正君 吉田おさむ君

赤澤 亮正君 梶山 弘志君

木村 太郎君 近藤三津枝君

高市 早苗君 橋 慶一郎君

中谷 元君 西野あきら君

額賀福志郎君 稲津 久君

吉井 英勝君 山内 康一君

園田 博之君

經濟産業大臣

農林水産副大臣

經濟産業大臣政務官

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

政府参考人

(資源エネルギー庁省エネ

ルギー・新エネルギー部

安井 正也君

政府参考人  
(国土交通省水管理・国土  
保全局長) 関 克己君

参考人  
(電気事業連合会会長) 八木 誠君

参考人  
(社団法人日本経済団体連  
合会環境安全委員会地球環  
境部会長) 進藤 孝生君

参考人  
(新日本製鐵株式会社代表  
取締役副社長) 参考人

参考人  
(二橋大学大学院商学研究  
科教授) 山内 弘隆君

参考人  
(立命館大学国際関係学部  
教授) 大島 堅一君

参考人  
(立命館大学国際関係学部  
教授) 網井 幸裕君

經濟産業委員會専門員

委員の異動  
七月二十九日  
委員 熊田 篤嗣君  
補欠選任 大西 孝典君  
委員 山本 剛正君  
補欠選任 相原 史乃君  
委員 橋 慶一郎君  
補欠選任 赤澤 亮正君  
委員 西野あきら君  
補欠選任 中谷 元君  
委員 望月 義夫君  
補欠選任 木村 太郎君

同日  
補欠選任 山本 剛正君  
同日 相原 史乃君  
同日 大西 孝典君  
同日 赤澤 亮正君  
同日 橋 慶一郎君  
同日 望月 義夫君  
同日 西野あきら君  
同日 中谷 元君  
同日 木村 太郎君

同日  
補欠選任 山本 剛正君  
同日 相原 史乃君  
同日 大西 孝典君  
同日 赤澤 亮正君  
同日 橋 慶一郎君  
同日 望月 義夫君  
同日 西野あきら君  
同日 中谷 元君  
同日 木村 太郎君

同日  
補欠選任 山本 剛正君  
同日 相原 史乃君  
同日 大西 孝典君  
同日 赤澤 亮正君  
同日 橋 慶一郎君  
同日 望月 義夫君  
同日 西野あきら君  
同日 中谷 元君  
同日 木村 太郎君

同日  
補欠選任 山本 剛正君  
同日 相原 史乃君  
同日 大西 孝典君  
同日 赤澤 亮正君  
同日 橋 慶一郎君  
同日 望月 義夫君  
同日 西野あきら君  
同日 中谷 元君  
同日 木村 太郎君

同日  
補欠選任 山本 剛正君  
同日 相原 史乃君  
同日 大西 孝典君  
同日 赤澤 亮正君  
同日 橋 慶一郎君  
同日 望月 義夫君  
同日 西野あきら君  
同日 中谷 元君  
同日 木村 太郎君

本日の會議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調  
達に関する特別措置法案(内閣提出第五二号)  
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五二号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネル  
ギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気  
事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の  
両案を議題といたします。

本日は、参考人として、電気事業連合会会長八  
木誠さん、社団法人日本経済団体連合会環境安全  
委員会地球環境部会長・新日本製鐵株式会社代表  
取締役副社長進藤孝生さん、一橋大学大学院商学  
部教授大島堅一さん、以上四名の方々に御出席を  
いただいております。

この際、参考人の皆さん方に一言ごあいさつ申  
上げます。

本日は、大変御多用のところ本委員会に御出席  
をいただきまして、まことにありがとうございます。  
参考人の皆さんにおかれましては、それぞれ  
のお立場から忌憚のない御意見を述べいただき  
たいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人の皆さんからお一人十五分程度で  
御意見を述べいただき、その後、委員からの質  
疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際に  
はその都度挙手で委員長の許可を得て御発言くだ  
さいますようお願いいたします。また、参考人か  
ら委員に対して質疑をすることはできないことに  
なっておりますので、御了承願います。

それでは、まず八木参考人をお願いいたしま  
す。

○八木参考人 電気事業連合会会長の八木でござ  
います。

本日は、このような機会を賜り、まことにあり  
がとうございます。また、平素、私も電力会社  
の事業運営に関しまして、多様な御理解、御協力  
を賜っておりますことに、この場をおかりいたし  
まして厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、三月十一日の東日本大震災につ  
きまして、被害を受けた皆様から心からお見舞  
いを申し上げます。また、東京電力の福島第一原  
子力発電所で発生した重大な事故により、地元や周  
辺地域の皆様はもとより、国民すべての皆様に大  
変な御不安と御迷惑をおかけしておりますこと  
に、同じ電気事業に携わる者として、心よりおわ  
び申し上げます。

私も同様にいたしましては、今回の事故から得ら  
れる反省と新たな知見を十分に踏まえて原子力発  
電所の徹底的な安全対策を行い、立地地域を初め  
国民の皆様の不安の解消、信頼回復に向けて全力  
を尽くしてまいりたいと存じます。

また、今回の事故に端を発し、現在、各地の原  
子力発電所の多くが停止しており、私が社長を務  
めております関西電力を含め、全国的に大変厳し  
い電力需給となっております。重ねておわびを申  
上げます。電力各社とも、お客様に節電をお願  
いしながら、全力を挙げて安定供給確保に向けて  
取り組んでおりますので、御理解、御協力のほど  
よろしくお願いいたします。

それでは、本法案が導入拡大を目指します再生  
可能エネルギーについて、電気事業者としての基  
本的な考え方を申し上げます。従来より、我が国  
のエネルギー自給率や地球温暖化対策の観点から、

太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは重要なエネルギー源であると考え、その導入拡大に努めております。

電力系統への連系と買い取りにつきましては、平成四年から約十七年間、各電力会社における自主的な取り組みとして、再生可能エネルギーの余剰電力を電気料金と同額で買い取る余剰電力購入メニューを設定し、導入拡大に協力してきました。また、平成十五年からは、RPS法のもとで毎年増大する義務量を着実に履行してまいりました。さらに、電力会社自身の設備においても、メガソーラー発電所の建設や石炭火力発電所におけるバイオマス混焼の拡大などに努めております。

今回の大震災を受け、今後の日本のエネルギー政策について幅広い観点から議論される必要があると思いますが、再生可能エネルギーについては、その期待される役割は一層高まっていく方向と認識しております。

そうした中、今回の法案は、買い取り負担等について国民各層の理解を得ることを前提に、買い取り制度を現行の太陽光の余剰からすべての再生可能エネルギー発電に拡大するものと理解しております。再生可能エネルギーを拡大させるための国の政策手段として、これまでRPS制度が行われてきたわけですが、その成果を踏まえた上で、導入量を短期間にさらに大幅に拡大するために新たな効果が期待される制度と考えております。

このような考え方のもと、今回の再生可能エネルギー法案について、電気事業者として要望を三点申し上げたいと思います。

一つ目は、制度導入に対する国民各層の十分な理解についてであります。

今回の買い取り制度は、その費用負担が将来にわたって国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすものであり、負担の水準や買い取りの方法等について、消費者や産業界等、国民各層に十分御理解いただくことが制度導入の大前提であります。国においては、買い取り制度自体の説明やその適用に関する問い合わせ、意見等に対して丁寧に

対応していただくとともに、円滑に導入するための周知、理解活動を相應の周知期間を設けて十分に行っていただきたいと思います。

このことは、新たに再生可能エネルギー電源を設置される方、現行の余剰買い取り制度やRPS制度の関係者はもとより、買い取り費用の負担をお願いすることになるすべてのお客様との窓口となる電力会社の各地の現場にとって、混乱を避けるためにも重要なことでありますので、よろしくお願いいたします。

二つ目は、買い取りの条件についてであります。買い取り価格、期間は、費用対効果の高い再生可能エネルギーの導入拡大につながるよう、国が責任を持って適切に設定することで、全体としての買い取り費用の負担の軽減を目指すことが制度のかぎと考えております。

例えば、太陽光の買い取り価格は段階的にしっかりと下げていくこと、太陽光以外は一律価格とし、随時チェックしていくことで発電事業者のコスト低減努力を促すことが重要と考えますので、よろしくお願いいたします。

三つ目は、機動的な制度の見直しについてであります。制度を導入した場合、消費者や産業界等への負担が受容できるものかどうか、国内関連産業に対するグリーンイノベーションの効果が得られているかどうかなどを常に検証して、柔軟かつ機動的に制度の見直しを検討することが重要であると考えております。

特に、負担方法については、国民全体で再生可能エネルギーを導入拡大するという政策目的にかんがみれば、買い取り費用を電気料金によって電気の利用者のみが負担するのではなく、広くエネルギー消費全体で負担する制度とするのが本来の姿であると考えております。制度導入後の機動的な見直しの中で、改めて御検討いただきたいと思います。なお、負担軽減を考える必要が生じる場合は、

制度全体の負担総額を軽減するような措置を検討するべきであると考えております。すなわち、お客様の公平性に十分配慮することが、国民全体の納得性という観点から重要と考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、買い取り制度に付随して改正される電気事業法について申し上げたいと思います。

一つ目は、買い取り制度に伴う料金改定手続についてであります。

今回の法改正は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国民全体で負担することとなる買い取り費用を電気料金に反映させていただくための手続を定めるものであり、買い取り制度を円滑に実施する上でも重要と考えております。私どももいたしましては、この新たな手続に従って適切に対応していくとともに、今後とも、経営全般にわたる、ためめ効率化努力を続けてまいる所存であります。

二つ目は、再生可能エネルギーのネットワーク利用を円滑化するための整備についてであります。

我が国では、系統利用の公平性、透明性を確保する観点から、中立機関である電力系統利用協議会が、電力会社の送配電業務の監視等を行っております。今回の買い取り制度の拡大に伴って、その対象が、私ども一般電気事業者や、特定規模電気事業者等に加え、再生可能エネルギーの発電事業者にも拡充されるものと認識しております。

私どももいたしましては、従来から、系統の接続や運用に当たりましては、公平性や透明性の確保に努めておりますが、今後の再生可能エネルギーの系統利用拡大に對しまして、系統利用協議会という中立的な場を通じて説明責任を果たしつつ、積極的に対応してまいる所存でございます。

最後に、再生可能エネルギーの大量導入実現のための系統安定化対策について一言申し上げたいと思います。瞬時瞬時の出力変動が大きい太陽光や風力発電を今後大量に電力系統に接続していくためには、

系統全体の電力の品質、すなわち、周波数や電圧を維持するための対策が不可欠であります。このためには、これまでにない、世界最先端の系統制御システムの開発と導入を急がねばならず、技術的、時間的なハードルを克服すべく、供給責任を担う私どももいたしましては、国の御協力も得ながら、現在進めている実証試験等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、買い取り法案、電事法改正案に対する電力の考えを申し上げます。

私ども電気事業者といたしましては、本法の施行後、制度の詳細が決まり次第、新たな買い取り制度の円滑な実施に向け、適切に準備を進めてまいります。また、重要なエネルギー源の一つである再生可能エネルギーからの電気を最大限活用した、今後の電源の組み合わせを考えていきたいと思っております。

引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○田中委員長 ありがとうございます。（拍手）

次に、進藤参考人をお願いいたします。

○進藤参考人 経団連の地球環境部会長の進藤でございます。

本日は、こうした機会をちょうだいし、感謝申し上げます。また、先方におかれましては、日ごろより産業界の考えを御理解いただき政策立案に取り組んでいただいております。まことにありがとうございます、感謝申し上げます。

早速ですが、お手元の資料に沿って、買い取り法案に対する経団連の考え方を御説明申し上げます。あわせて、私は鉄鋼業に所属しておりますので、その立場から電灯等の電力多消費産業が受ける影響についても御紹介させていただきますと思います。

資料の一枚目、三ページです。

まず一番目でございますが、「空洞化を助長してはならない」と書いてございます。

先生方御承知のとおり、重い法人税負担、円



が払うわけではないと思いますので、電力料金転嫁で賄う分、この大きなアルファが五・七に加わるだろうというふうに我々は考えております。

次に、電力多消費産業への影響ということで、少しく電炉の話をしていただきたいと思います。

電炉業というのは、そこに書いてありますように、スクラップを電気で溶解して新しい鉄を生み出すというリサイクル産業であります。電力依存度が非常に高く、そこに表が書いてあります。百万円の売り上げを上げるためのメガワットアワーは、製造業平均で〇・五三メガですけれども、電炉は四・三八ということで九倍から十倍の原単位で事業を行っているのです。

したがって、できるだけコストを下げるために、夜間の方が安いものですから、三分の一ぐらいの値段ですから、夜間傾斜操業、俗にフクロウ操業と言われていますけれども、昼寝で夜勤くという、夜間電力比率七七％の操業を行っております。

この結果、二番目に書いていますが、昼間の化石燃料費用の低減とか昼夜間の電力負荷の平準化を通じて、二つ書いてございますが、電力産業のピークロードに必要な設備投資をしなくてもいいようにする。それから、エネルギーの安全保障、外からの石油等の輸入を減らす、CO<sub>2</sub>の排出削減。

スクラップで鉄をつくると、これは石炭と鉄鉱石を運んでくるよりもCO<sub>2</sub>のリサイクルになりますので、非常に少なくなります。スクラップ一トン輸出するということは、CO<sub>2</sub>の一トンの権利を放棄する、こういうことになるわけでありま

す。この規模がどれぐらいかということで注が書いてございますけれども、夜間電力の規模は原発によって賄われているわけですが、これに必要な発電容量は三百九万キロワット。標準的な原発の二・二基分を夜に使わせてもらっているということとであります。仮にこれを石油火力発電でやった

場合は、千五百四十万トンCO<sub>2</sub>が増加します。十二、三億トンが日本全体の排出量ですので、これが昼になることで約一・三％増加するということになります。

こういう電炉に全量買い取り制度が入るとどうなるか。

経産省案〇・五円で計算しますと、電炉業八十七億五千八百万、ほかの鋳造、ソーダもそういうふうに入試算しておりますが、電炉業では経常利益の、これは過去何年かの平均ですが、九・四％が喪失します。仮に、先ほどの三・七円が化石燃料で入ってきますと経常利益の六五％、その上に再生可能エネルギー二〇％導入で我々の試算である二・〇円が加わりますと同じく三五％、この二つが全部成就した場合には足して一〇〇％の経常利益が飛ぶ、こういうマグニチュードでございます。

最後のページですが、そもそも昼発電される太陽光のサーチャージを、書いてございせんが、夜操業する電炉が一律均等に負担するのが果たして公平なのかという議論を我々内部では相当してきたわけでございますが、ここではドイツの再生可能エネルギー法の例を書いてございます。

ドイツは、明確に国際競争力の維持を目的としてということで、下のマトリックスがございまして、横軸に年間の電力消費、これは絶対量、縦軸に総付加価値中の電力コスト、これは原単位でございまして、これでマトリックスをつくって、一番右端、これが一番多く使い、原単位も多いわけですから、ここを整理される産業が九七・六％のサーチャージの減免という制度を持つております。

この軽減分はだれかの負担になるわけですが、ドイツの場合は、家庭や他の産業、人様の負担でやっている、これも国際競争力という大義のためにそういうふうに行っているということとあります。

日本の場合、この軽減分に、そこに公平感にやや違和感があるということであれば、国の予算を投入することも一つの方策であろうと思えます。

省エネ補助金のための財源をとっていたら、この省エネ補助金、ぜひそれをこのサーチャージ軽減策に使っていただければと考えるものでございます。繰り返しになりますけれども、大前提として、エネルギー政策全体の議論及びそれを踏まえた再生可能エネルギーの導入のあり方に関する冷静な国民的議論なくして、日本経済の空洞化を助長する買い取り制度を現段階で導入することは、避けていただきたくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございます。

（拍手）

田中委員長 ありがとうございます。

次に、山内参考人をお願いいたします。

山内参考人 一橋大学商学部の山内と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

このような機会に再生エネルギーの買い取り法に関する意見を陳述する機会を与えていただきましたことにつきまして、感謝を申し上げます次第であります。

私は、学校の方では、公益事業とかネットワークとか、そういったところを経済学的に分析する立場にございまして、今回の買い取り法に関しまして、いろいろなところで助言あるいはお手伝いをさせていただいた経緯がございまして、そういったことを生かしながら、きょうこの場で意見を陳述させていただきたいというふうに思っています。

今回の買い取り法でありますけれども、法の基本的目的は、皆様御承知のとおりでございまして、安定的なエネルギーの確保、地球温暖化問題を中心とした環境問題、それから経済の成長、繁栄といったこと、いわゆるトリプルE、三つのE、こういったものを目的とするエネルギー基本計画の趣旨に沿ったものだというふうに考えております。

今回の原発事故あるいは震災等の関係がございまして、このエネルギー基本計画を今後どうしていくのかということは、現在も議論が進んでいるところでございますけれども、私の個人的な意見

を申し上げます、この三つの基本的な目的というのはエネルギーの基本的な重要な目的であって、この考え方を踏襲することに異議はないのではないかとこのように思っております。

それからもう一つ、今回の法律案につきましましては特徴的なことがございます。それは、サーチャージ制度による政策目的の達成、あるいは公共料金を使った政策目的の達成ということとあります。当然、行政が何か目的を達成するということがあれば財政的措置をとる、こういうことが基本でございますけれども、現状のような財政の逼迫あるいは負担感の問題ということを考えますと、このサーチャージ等による政策目的を達成するということ自体に一つの価値を見出せるのではないかとこのように考えております。

私自身、基本的に、公共料金とか公的な企業の分析をしておりまして、こういったことについての研究が私の中心でございましてけれども、ほかにこういったやり方が日本でもあらわれてきているということだと思っております。

御承知のように、電気通信事業におきましては、ユニバーサルサービスファンドというものを通じて、あまねくサービス、電話サービス、音声サービスのユニバーサルサービスを維持するということがなされております。これは、毎月我々が支払う電気通信関係の料金の中に、今七円になってございまして、七円というサーチャージを取って、それによってこのサーチャージを維持する、こういうことをしております。

それから、少し前になりますけれども、鉄道整備において特定都市鉄道整備積立金制度というのがございました。これは、今回のようなサーチャージのような形をとっていませんでしたけれども、基本的には同じような性格でございまして、運賃に十円を上乗せして、混雑の激しい鉄道の整備、特に複々線でございますけれども、そういったものに充てるということでございまして、

こういった形で、サーチャージ的なものを取って政策目的を達成する、こういうようなやり方と

いうものも徐々に出てきておりますので、今回の買い取り法による再生可能エネルギーの普及、拡大、促進というものも、この流れに沿ったものであるというふうに考えております。

ただ、この点については少し留意点がございまして、この手のやり方というのは基本的に財政を通すものではございませんので、余り多用されることにおいてはちよつと問題があるのではないかとこのように思っております。この辺は政策目的自体をきちつと議論した上で、全体の政策の中でそれが整合的であるのかどうか、効果的であるのかどうか、こういったことを検証した上で導入すべきであるというふうに思っております。

さてそこで、今回の買い取り法の政策目的ということになるわけでありましてけれども、基本的に、国民生活に根差した温暖化対策を推進するということだと思えます。また、国民の温暖化に対する意識を高めるといった意味も持っているというふうに思えます。それが、先ほど申し上げた地球温暖化問題を中心とする環境問題への対策ということだろふと思えます。

そしてもう一つ、エネルギー分野での新しい技術開発あるいは産業育成というものをしていく、それによつて安定した雇用、雇用を増大させていく、こういうような目的があらうかというふうに思っております。その意味では、国民全体的な運動といひますか意識の中でこの政策を遂げることが重要ではないかという点を強調しておきたいというふうに思ひます。

それから、負担の問題ということでございましてけれども、いろいろな試算がございまして。私も、当初、全量買い取りのプロジェクトチームに入れたいただきました、その中で各方面からの意見を聞きつつ議論をさせていただきました。これは、今意見陳述にございしましたけれども、前提によつて大きく変わるといふのは当然でございまして、今のところでは、二〇二〇年程度で大体五千億円弱というところの全体像、それから、これは電力料金にしますと〇・五円というようなどころ

かというふうに思っております。

この辺の大きさがどのようなことかということにつきまして、今申し上げましたように、これは前提の問題でございまして何とも言えないところでございましてけれども、何よりも重要なのは、こういった新しい制度によつて新しいシステムを拡大させていくということでありまして、まずは、その普及のために何ができるか、経済効果あるいはイノベーションに対して何ができるのかということを考えて買い取りの料金というのを決めるべきだということに思っております。

現状では、例えば太陽光については、四十円前後ですが、十五年間買い取りということ。ただ、今お話がありましたように、それにつきましましては、費用の低下を前提とした上で買い取り価格を下げていく、こういうようなことが言われていると思ひます。それから、太陽光以外につきましましては、買い取り価格については二十円から十五円かその間ぐらゐのところ、しかも、二十年、十五年、こんなようなところで考えられていると思ひます。

これにつきましまして、私もいろいろと試算に加わらせていただきましたけれども、これも本当に前提によるわけでありましてけれども、かなりの程度詳細な情報を得た上で計算をさせていただいたものだといふふうに思っております。その意味では、恐らくこの程度の負担といひますか、買い取り価格が全体としては適正なものではないかというふうに考えております。今申し上げましたように、何よりもこれは普及促進といふところを最大の出発点とすべきでありますので、余り硬直的に考えずに買い取り価格といふものを考えていくべきではないかというふうに思っております。

ただ、この買い取り価格ですけれども、これも議論になつているところでありますけれども、どのようなプロセスで将来的にこれを見ていくのかということはあると思ひます。

今までのところは、我々、いろいろなところで試算させていただいて御提言をさせていただいた

ということでありまして。これはパブリックコメントもやりまして、どのようなところがいいのかということも議論させていただいたところでございましてけれども、要するにその買い取りの考え方を明らかにするというのがまず第一のポイント。

それからもう一つは、何よりも情報収集と情報公開を徹底すべきだといふふうに考えております。例えば、今申し上げた太陽光についての買い取り価格、これが本当にこの価格でいいのかどうかということについてより広い意見を求めること、そして、なぜこういうふうに決めるのかという情報を開示すること、これが最大のポイントかというふうに思っております。

私も、こういうことをしておりますので、今こういう新しい、例えばメガソーラーをやつたらどうかといふことについて、検討されている方から御意見を個人的に伺つたことがございましてけれども、例えばメガソーラーの場合でも、本当に試算してみると、四十円と十五年といふのを仮に想定した場合に、ぎりぎりのところで何とか採算がとれるかとならないかといふところだといふふうなお話を伺ひました。

我々自身もそういう形で想定して計算したわけでありましてけれども、そういう情報あるいは意見といふものを吸ひ上げた上で買い取り価格といふものを決めていく、そしてまた、今申し上げましたように、それを情報公開していく、広い、オープンな場で決めていく、こういうことが重要ではないかといふふうに思っております。

また、既に、家庭用のソーラー発電につきましましては、太陽光発電につきましましては、御承知のように余剰買い取りをやつておりまして、これも金額につきましまして今回見直しがあったということでも、私もそれをお手伝いさせていただきましてけれども、そういう先行事例の情報についても、重要な役割を持つのではないかといふふうに考えております。

そして、また負担の問題に返りますが、何といつても、これは電力料金にサーチャージを上乗

せするということとでございまして。ある意味では租税的な意味を持つわけでありましてけれども、この負担についてどのように考えるかということが最大のポイントといふふうに思ひます。特に、今御紹介がありましたように、エネルギー多消費型の産業への影響がいかなるものか、それから、例えば生活弱者と言われる方についての影響がいかなるものか、こういったところについては十分に配慮しなければならぬといふふうに考えております。

前者の産業界への影響ということにつきましましては、今御紹介がございましたように、国内産業の空洞化、工場の海外移転、こういったものを促進するのではないかと、こういう懸念は確かにあるといふふうに思っております。業界によつては、今回のサーチャージによつてかなり多くの負担を強いられるケースも出てくるのではないかとこのように思っております。

このようないつてにつきまして、いろいろなやり方があるかと思ひます、それについて全く何の策もないといふのは、私自身、あり得ない話だといふふうに思っております。これについてどういふ政策をとっていくのか。御提案のように、一つは減免とかといふようなやり方もあるかと思ひます。しよし、また、別のやり方といたしましては、省エネあるいは新規の技術開発、こういったものを支援していくといふようなやり方もあるかといふふうに思っております。

私自身は、この議論をしていく中で、新しい制度を入れるときに、特別のケースといひますか、そういうものををつくることは余り望ましくないとこのように考えておりました。その意味では、今回の措置につきましまして、特にエネルギー多消費型の産業につきましまして、これは減免といふようなことよりも、どちらかといふと側面的な支援、例えば省エネ支援あるいは技術支援といったものを行うことが望ましいのではないかといふふうに思っております。

一方で、低所得者の方々、弱者の方々について

の支援については、これは具体的に考えていく必要があるというふうに思っております。特に、税金のときに時々言いますけれども、新税は悪税というふうな中国の格言がございますけれども、ある意味では、そういったところをなるべくなくしていくというふうなことが必要ではないかというふうに思っております。

それから、今、負担の問題について例外があるべくない方がよいのではないかと申しに申し上げましたけれども、買い取りの価格についても、基本的にはそうだと申すに思っております。

太陽光発電につきましては、これはコストの関係あるいは将来的な問題から別に考えるべきだと思っておりますけれども、その他の再生可能エネルギーにつきましては、エネルギー別に原価を計算してというふうなことになりますと、いろいろなところらにまで細かい議論が出てきましてと思っております。それよりも、我々が議論いたしましたのは、一律の買い取り価格で、逆にエネルギー種間で競争していただく、効率的なものから入れていただく、こういうようなことを考えた次第であります。

さて、そういった再生可能エネルギーの導入問題でございますけれども、問題がないわけではございませんで、課題というものは幾つかあると思っております。

第一の課題というのは、恐らく相対的な高費用をどう負担していくかということ。

今申し上げたとおりであります。これについては、何よりもマーケットメカニズムといいますか競争の導入をいたしまして価格を下げていく、費用を下げていくことだと思っております。その背景にあるのは、イノベーション、新しい技術の招来ということになろうかというふうに思っております。

それから、もう一つの大きなポイントは、御承知のように需給のミスマッチをどういうふうに解消していくかという問題でございます。

電気の場合には、生産時点と消費時点が同時でなければならぬという即時性的な性格がございます。それから、この再生可能エネルギーは分散型の電源でございますので、そういった地域による差の問題、それから気象条件、こんなようなことがございます。

これらをどのように解決していくかということでありまして、基本的には、今盛んに世の中でも言われておりますけれども、私自身、これに対するものはやはり技術革新しかない。スマートグリッドとかスマートエネルギー、スマートコミュニティと言われるような新しい電気エネルギーの供給システムが提案されております。これを用いてスマートに導入していくか、これが再生可能エネルギーを導入するに当たっての最大のポイントではないかというふうに思っております。

例えばスマートメーターであるとか電子家電であるとかデマンド側のコントロールであるとか、そういったものが新しいシステムで可能になるということでありまして、それによって需給のミスマッチを克服していくことだろうと思っております。

ただ、このスマートグリッド、スマートエネルギー、私自身もいろいろ勉強させていただいておりますけれども、最大のポイントは、これを導入するインセンティブといいますが、どういうふうな形でどのようなインセンティブがあるから導入できるか、このところがはつきりしないというのが現状ではないかというふうに思っております。そのためには、全体としてインセンティブづくりをしていく必要を感じておるといふ次第でございます。

最後に、今回のこの買い取り法でございますけれども、国民全体で支えるような仕組みをつくっていく、こういうことであろうというふうに思っております。

環境の価値もだんだんと増大しております。その環境の価値をいかに国民的資産として実現していくか、こういうようなことでありますが、こ

れについては、国民負担あるいは公共負担で行われるべきだというふうに思っております。

そういった負担を基本としつつ、電力利用者にそれを求める根拠をいたしましては、基本的には三つぐらいあるかと思っております。

一つは、一般財政がこれだけ逼迫してございまして、この中で、先ほど申しましたように新しい政策目的を達成する必要性でございまして、それが一つ目。

それから、長期的に安定した政策としてこれを実施すべきだという観点があるかというふうに思っております。一般財政のケースでは、往々にして財政の状況に応じてそれが変動するということとございまして、こういったインフラを変えていくという、政策の安定性が必要のため、その意味では電力利用者への負担というのもあり得るのかなというふうに思っております。

それから、これは冒頭に申し上げたところでございまして、電力料金の場合には負担者が比較的広く存在してございまして、ある種租税的な意味を持つということだというふうに思っています。

できる限り不公平感をなくすということ、国民の理解を得るための広報が重要であるということ、それから最後に、政策が見える化するということが必要であることを申し上げて、私の意見陳述とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○田中委員長 どうもありがとうございました。

次に、大島参考人をお願いいたします。

○大島参考人 立命館大学の田中と申します。きょうは、この場で意見を述べさせていただきますことを感謝いたします。

私自身は、環境経済学をエネルギー政策の観点からかれこれ二十年ぐらい研究しております。再生可能エネルギーもこの観点からずっと研究してまいりました。その経緯から申しますと、今回の法案が提出され、また、これがもし成立すれば、私にとっては非常に喜びということにな

ろうかと思っております。簡単ではございますが、何点か意見を述べさせていただきます。

まず、買い取り制の基本というところでございます。

これは、事業者のリスクを軽減する。再生可能エネルギーの事業を行っている事業者は、今非常に経営リスクがあります。というのは、買い取り価格が安定しないとか、何年間買い取るかわからないということ、リスクがあります。この経営リスクを最大限軽減して再生可能エネルギーの事業を拡大して、結果、再生可能エネルギーの普及を爆発的に進めるといふことに目的があるというふうに理解しております。それがひいては我が国の再生可能エネルギー産業の育成、新しい産業の育成、さらにそれを強靱なものにしていくというところに目的があるというふうに思っています。

内容は、これはもう既にこちらでも議論されていることだと思いますが、事業性を担保する固定価格での長期にわたる買い取りを保障するというものです。

ですが、ここは非常に大事なところでありますけれども、固定価格買い取り制は、いつまでも続けるような税金や財政支出ではございません。というのは、一たん産業としてテークオフしてしまえば、それ以上の補助は要らないわけです。ですので、それを一時的な負担というふうに理解しますとミスリーディングになりますので、それを御理解いただければというふうに思っております。

こういった再生可能エネルギー法が必要だというふうに言われます背景には、やはり、我が国は海外にエネルギー資源を依存しているという脆弱な構造がありますので、再生可能エネルギーは全部国産資源ですので、国産資源である再生可能エネルギーの普及を促してエネルギー安全保障を確保することが必要だという観点から、まず大事だというふうに思っております。

二つ目は、国際的にもこの再生可能エネルギーは、日本は何年も停滞しておりますが、再生可能



エネルギーは非常に急成長しております。例えば風力発電産業を見ますと、この二十年近く、年率二割、三割、二〇%、三〇%という非常に高率の成長をしております。これほど急成長している産業はないわけで、我が国は、残念ながら他国の後塵を拝しているということがございます。我が国は、機械産業を初めとして強靱な産業があるわけで、そこを生かして再生可能エネルギーの産業をさらに育成していくことが求められているというふうに考えております。

三つ目は、これは言わずもがなですけれども、温暖化対策の最重要施策の一つです。後で申すように、ドイツは、再生可能エネルギー単独でCO<sub>2</sub>排出削減の半分を達成しております。ですので、これ自体で、もちろん産業としても育成することになり、雇用を生み出しますが、と同時に、温暖化対策にも非常に役立っていることで、ドイツではウイン・ウインの政策として理解されているところであります。

それを踏まえまして、私自身は、この法案は、私、今から幾つか問題点があるというふうに申し上げますが、基本的には、このような固定価格の買い取り制というのは大変歓迎しております。その趣旨で、幾つか改善点といいますか御検討いただきたい内容についてお話ししたいというふうに思います。

一点目は、国としていつまでにどの程度再生可能エネルギーを導入するかという目標をできれば法律の中に入れてはどうかというふうに思っております。

というのは、これはドイツでは明確に法律の中に示しております。ドイツでは二〇二〇年までに電力供給の三〇%を再生可能エネルギーで賄うというものですので、我が国にとってはそれはもしかすると大き過ぎるのかもしれませんが、ドイツは再生可能エネルギーの普及促進に二十年の歴史がありますので、そういう目標を立てているわけですが、我が国にとっても、再生可能エネルギーの産業を今後強靱にしていこう以上、こういった目

標をぜひ入れてはどうかというふうに考えています。

二つ目は、買い取り価格、この法案の中では調達価格となっておりませんが、これは電源別あるいは条件別にチューニングすべきであるというふうに私は考えております。

経済産業省の報告書等を見ますと、均一価格、太陽光を除いて均一でやるというふうに理解しておりますけれども、これは再生可能エネルギーの特質からいってややおかしいんじゃないかというふうに考えております。

というのは、再生可能エネルギーは自然条件に大きく左右されます。風力発電を例にとりますと、風況のよいところは非常に安くできます。それに対して、一律価格で入れてしまうと余計な補助が入ることになります。それは、もちろん経営として、電力市場で売ってそれが高くなるのであれば構わないんですけども、これはあくまで補助です、事業性を担保するということは前提ですが、特別な利益を補助から与えるべきではないわけですね。

ですので、条件がよいところでは安く買い、悪いところでは高く買う。いいところで安く買った分、高いところに乗せしめた方が再生可能エネルギーの普及は進むわけです。そのようにドイツはこの二十年間で政策をチューニングしてまいりました。日本も、ドイツはたん一価格だったわけですから、失敗ではないんですが、失敗の歴史を繰り返すことなく、そういった改善されたドイツ型の再生可能エネルギー法を導入した方がより効果的ではないかというふうに私自身は考えています。

三つ目は、これはほかの参考人の先生方もおっしゃっていましたが、調達価格、買い取り価格について、これは国会で決めるべきであらうというふうに考えております。

なぜなら、これも繰り返し参考人の先生方がおっしゃっておりますが、ある意味国民の負担を、負担というか、ある一定期間でゼロになると

私は思っていますので、その一定期間の負担なんですけれども、一定期間負担を国民にお願いする以上、これは税ではありませぬけれども、一種の税的な側面を持ちます。その買い取り価格は、その税なりの負担を大きく決める部分なんです。ですので、ここを、今の法案は一番議会の意見を聞くとなっておりませんが、本来、これはあるべきではない。むしろ国会で決める、ないしは少なくとも国会の承認を得なければ通らないというふうにしないと、透明性を確保するんだと言っても、国会ほど透明性が確保されているところはないわけですから。パブリックコメントを受けても、それはどういうふうに扱われるかというのは別に決まっていますわけではありませぬので、それはやはり国会でやっていただきたいというふうに考えております。

ドイツの再生可能エネルギーも、国会で法案にすべて書き込まれております。どういふものが幾ら幾ら、どういふものが幾ら幾らというものがすべて法律の中に書き込まれておりますので、それはぜひやっていただきたいというふうに考えております。

四点目は、これは優先接続と優先給電というのを確保すべきだというふうに考えております。優先接続というのはどういふものかといいますと、再生可能エネルギーは、単独で風車を建てても、送電系統につながっていないとダメなんです。ですので、その接続する義務を電力会社、今の大手の電力会社ですが、系統運営者に義務を課すということが大事かと思えます。これがなければ、単なる建っているモニメントになってしまうので、そこは強い義務を課す。

ドイツは、ドイツも優先接続の原則は決められておりますけれども、もし特段の理由がなく接続しなかった場合は、補償金を発電事業者が系統運営者に求めることができるというふうになっておりますので、こういった、ある意味罰則を含めたものが必要であらう。

もう一つは、これは優先給電といまして、再

生可能エネルギーが最も利用されるようにするというものです。需要に合わせて発電機を動かしていくわけですから、需要が減っていくときに、まずは火力を減らすということです。火力で調整して、どうしても調整できなくなったときに再生可能エネルギーで調整するというやり方をとるわけです。それが優先給電という考え方が、それを実施することによって、再生可能エネルギー事業者の事業性が担保されるわけです。何よりも事業性が担保されなければ再生可能エネルギーの産業が強靱になりませぬので、そういった考え方をぜひ入れていただきたいというふうに思っております。

もう本間に時間がなくなりましたので、あとは産業の調整について申し上げます。

今、国際競争力の観点から意見をおっしゃった参考人の先生がいっぱいいますけれども、これもドイツはやっております。多消費型産業でいいますと、消費電力が一千キロワットアワーで、かつ総付加価値に占める電力価格の割合が一五%以上の場合には大幅に軽減するというような仕組みをとることができまます。ですので、これは産業政策として入れ込むことができるであらうというふうに考えております。

ただし、産業への影響がそれほど高いとは私は思っておりません。というのは、電力コストが製造コストに占める割合というのは、主要産業は、電炉は非常に大きいですが、一、二%にすぎません。ですので、もし仮に一〇%、二〇%電力価格が上がったとしても、製造コストがそれによってどれだけ上昇するかといいますと、一ポイントも上がらない程度です。これは為替の変動の方がより大きいわけです。ですので、このことをもって大きな負担というふうには私自身は考えておりません。

あともう一つは、弱者に対する配慮の問題で電力料金というのは、第一段階、第二段階、第三段階といって、段階制をとっております。消費

量が少ないところは幾ら幾ら、ある一定程度以上になると幾ら幾らというふうに電力料金が変わっておりまして、その第一段階のところでもサーチャージを大幅に軽減するとか、免サーチャージするというような措置をとれば、貧困な方々、低所得の方々に対する一定程度の配慮になるのではないかと、それは電気料金を通じて実施することができるといふふうに考えております。

以上、さまざま述べましたが、私自身はこの法案がぜひ通ることを願っております。よりよいものにしていただきたいと思つて陳述させていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○田中委員長 ありがとうございます。(拍手)  
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○田中委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。榊刈万里さん。

○榊刈委員 民主党の榊刈万里でございます。

本日は、参考人の皆様には、大変お忙しい中急な御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、重要法案の参考人質疑において貴重な質問時間を私にいただきましたこと、後藤華頭理事初め関係者の皆様へ感謝を申し上げます。さて、質問に入ります前に、八木参考人より、陳述の冒頭、原発事故に対する大変重いごあいさつをいただきました。今なお被害に苦しむ福島県初め国民の皆さんや、事故収束のために現場で命を削って作業をされている皆さんに対しても、国もしっかりと寄り添い、全面的にお支えしていかねければなりません。

私も、来週は、災害廃棄物の実情調査で警戒区域に入る予定で、先週は、女性議員の有志で子供の健康調査で福島の幼稚園や小学校をお訪ねしたところでございます。

きょうは、再生可能エネルギーについてお聞きしてまいりますが、電力については、かつて私が

NGOで働いていたとき、電気もない、水もない、そのような途上国を多く見てきた経験から申し上げますと、日本には大変良質の電気が安定供給され、それによって経済成長し、我々は便利で快適な暮らしを享受してまいりました。このことは紛れもない事実であり、その現場で御努力されてきた皆様へ改めて敬意を申し上げます次第です。しかしながら、かつての蒸気機関車が新幹線へ進化したように、エネルギーも石炭から石油、天然ガスや原子力、そして再生可能エネルギーへと、二度のオイルショックと温暖化の現実を経て進化する時代に来ているのではないのでしょうか。その第一歩がこの再生可能エネルギー買い取り法案であると考えております。

さて、質問に入りますが、皆さんから国民負担の問題をいただきました。このところ、電気料金が値上がりをしております。まず、最近の電気料金の上昇について八木参考人と進藤参考人にお伺いをいたします。

例えば東京電力管内では、標準家庭の電気料金がこの二月から九月見込みの七カ月間で五百三十九円上昇しており、産業界も少なからず影響を受けていると思ひますが、この要因は何であるとお考えでしょうか。また、今後、事業者あるいは企業経営者としてどのような戦略の見直しをお持ちか、お伺いをいたします。

○八木参考人 電気料金の件についてお答え申し上げます。

電気料金の仕組みの中には、実は燃料費調整制度という仕組みがございます。LNG、石炭あるいは石油等々の燃料の値段が変動いたしますので、こうした変動分を料金に適宜織り込ませていただく制度がございます。したがって、近年の電気料金が毎月変化しておりますのは、こうした原油等々の価格の変更に適切に料金に織り込ませていただいていることによるものと思ひます。

一方で、私も電力会社といたしましては、これまででも安全確保というのは大前提でありまして、安定供給を確保するという中で、経営全般にわたる効率化に取り組んでいるところでござい

ます。したがって、例えば今般の原子力の低稼働による燃料費の増等々もございしますが、そういったことも含めまして、今後とも一層の経営効率化に努めてまいりまして、できるだけ電気料金の上昇を抑えられるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○進藤参考人 足元の電力料金の上昇がどういう理由によるかという認識の問題ですけれども、私も、今、八木参考人のお答えいただいたように、化石燃料に対して需要が今足元でふえておりまして、その価格が上がっている、これが原因だと思っております。

我々としては、足元のこの化石燃料へのシフト以上に、今後の電力不足から生じてくる値上がりに、これに対してどうするのかということが大変な問題だと思っております。

無論、足元は、かなり節電、それからピークになるところに電力を使う生産が行かないようにとか、それから発電、我々、特に鉄鋼業の場合は自家発電それから共同火力等いろいろ持っておりますので、それを、ピークのときに生産ができるように、そういうような工夫をしながら皆さんの電力需給に影響がないように、そんな努力もしているわけでありまして。

○榊刈委員 今お聞きしましたように、化石燃料の高騰、そしてそれ以上に電力不足に対しての措置ということ等を早急にやらなければいけないということについては同じ考えでございます。

そして、特に、化石燃料には短期的に頼らざるを得ないとしても、燃料の枯渇や費用の高騰、九八年には五兆円だった化石燃料の輸入価格、これが二〇〇八年には二十三兆円にまで高騰しているんですね。そして、GDPの五割を占める割合にまでなっているという現実、かねてから、震災前から我々は直面をしているわけです。

そして、最近のこの円高が進む中でもこれほどの高騰をしているということに加えて、中東の政治不安、そして福島原発事故以降に世界でも化石燃料の需要が高まっているということについても、同じく我々は視野を広げなければいけない。つまり、この化石燃料の高騰については予測以上のリスクを我々が抱えることになる。このリスクを回避していかなければいけないと考えております。この国富の流出による景気悪化なども、かねてから深刻な問題であります。

八木参考人にもう一度お伺いしますけれども、電気を組み合わせていくということであろうと思いますが、電気料金を下げるにはどうしたらいいと思われるか、この再生可能エネルギーの買い取り法案の導入にあわせて、もう一度お伺いしたいと思ひます。

そして、大島参考人に、ドイツでも電力料金の上昇が指摘されていますけれども、その事例をお聞きしたいと思ひます。

○八木参考人 お答え申し上げます。

現在の電気料金の変動分は、先ほど申し上げました化石燃料の変動でございますが、今後、私どもも心配しておりますのは、やはり原子力発電所の再起動が今できない状態でございます。その分、電気を安定的に送るためには火力発電で代替をしております。したがって、電力各社の燃料費の負担は大幅に上昇しているのが事実でございます。

私どもといたしましては、電気の安定供給の確保という点、それから、燃料費の負担増を抑制し、電気料金をできるだけ上げないかなという意図はありますが、抑える努力をするという意味では、何と申し上げましても、やはり現在定期検査等とまでまっております原子力プラントの再起動が最も重要な要素であるというふうに思っております。

したがって、私どもといたしましては、できるだけ早く今のプラントの運転の再開ができるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。



ぜひ、国におかれましても、各立地地域の皆様の御理解が得られるように適切な対応をお願いしたいと思います。

また一方で、再生可能エネルギーにつきましても、今回の買い取り制度を踏まえまして、私ども事業者といたしましても、短期間に大量に再生可能エネルギーが入ってくるものと理解しておりますし、また、我々みずからも、こういう状況の中で再生可能エネルギーに積極的に取り組んでいくということが大事だと思っております。

しかしながら、今回の買い取り制度に伴う費用の負担につきまして、これはやはり国民各層に十分御理解いただく。なおかつ、これはやはり国民全体として再生可能エネルギーを拡大していくという政策目的でございます。そういう意味では、そうした制度の導入に関する丁寧な周知活動を行っていただくことが大事ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○**櫛渕委員** 既存の原子力発電の再稼働や寿命については、まさに今多様な意見があるところでございますし、これまでの計画どおりにいかないということは、今現在、皆さん一致するところではないかと思っております。

そして一方、残るは、電力の全体の需要を減らしつつ、そして、今たつた実質一%しかない再生可能エネルギーをどのようにしつかりと導入を進めていくか、八木参考人からお話がありましたように、ここに適切な価格と期間で買い取りを進めていく、このことはむしろ経済的であると私は考えております。

そして、中長期的な大きな、総合的なエネルギー戦略の中で、今第一歩としてこの再生可能エネルギーを入れていく、そのことが将来的に価格を下げていくということ、今の化石燃料の高騰ということとあわせて、もう一つの重要な要素としてきょうはお聞きをさせていただきました。

また、再生可能エネルギーについての問題は、コスト増の要因であるサーチャージの負担を抑え

るところにあるわけですが、今、そのサーチャージの中身をちよつと見てみますと、買い取り価格の総額から回避可能原価を差し引きします。それがサーチャージになるわけですね。そうしますと、水力や原子力などがまじった全電源の平均可変ベースの回避可能原価が差し引かれた、残ったものがサーチャージになるわけです。

しかし、今後、それぞれの電源コストの見直しによつては、むしろ回避可能原価が大きくなるとサーチャージも小さくなる、つまり安くなるということも考えられるかと思っておりますので、この後になると思いますが、そういった要因もあわせて精査をしていかなければというふうに思う次第です。

次の質問に参ります。

進藤参考人から、エネルギー多消費産業への影響が大変なマグニチュードだということをお話をいただきました。そして、一方、山内参考人は小委員会の中でこの間御議論をいただいていたと思うんですが、今回の全量買い取り制度は、海江田大臣が言うように、仮に二〇二〇年にサーチャージ単価が

〇・五円キロワットアワーだとしますと、全国で四千九百億円の負担になります。そのうち、既に始まっている現行の余剰電力買い取り制度、これは二〇〇九年二月、自公政権で決まっているわけでありますが、これに占める割合はどの程度だったか、数字をもし覚えていたら教えてください。

私の手元では、約六割、大体〇・三円キロワットアワー、三千億円ぐらいだというふうにお聞きしております。つまり、海江田大臣が言うように、今回仮に〇・五円だとすると、負担分はプラス〇・二円ということでしょうか、御確認させていただきます。

○**山内参考人** 今手元に具体的な数字を持っておりませんが、私の記憶では、今おっしゃったのは〇・三円が余剰買い取りの負担だということな御指摘でしょうか、恐らく一けた違うんじゃないかというふうに記憶しております、余剰買

い取り、最初の年にやりましたときは非常に買い取り額が少なかったもので、逆にサーチャージはつけないかつたんですね。そして、その後つきましたけれども、本年度からつけたのが恐らく〇・〇三円じやなかったかというふうに記憶しておりますが、ちよつとその数字を持っておりません、大変失礼いたします。

○**櫛渕委員** ありがとうございます。また後ほどよろしくお願ひいたします。

進藤参考人がおっしゃるように、日本経済の空洞化を助長してはならないということはそれとおりでございますので、その前後、あわせてこのギャップも考えていきたいと思ひます。

次に、八木参考人から、系統利用協議会ということについて陳述の中でお話をいただきました。もう少し詳しく伺いたいと思ひます。

発電した事業者が必ず送電網に接続をし売電ができる、これがこの法案における絶対条件の一つになると私は考えております。法案の第五条の理由説明には、電気の円滑な供給の確保に支障が生じるおそれがある場合には接続を拒否することができるといふような説明に対して、接続の例外規定が広過ぎますと実効性が伴わない制度になってしまうんじゃないかというような心配の声が出ております。

もし接続を拒否するようなことができる場合、どんなことがあるでしょうか。また、接続を拒む場合の举证責任についてどのようにお考えでしょうか。

○**八木参考人** 再生可能エネルギーの系統接続の件に関してお答え申し上げます。

私ども電力事業者は、従来から、こういった再生可能エネルギーあるいは新規の事業者等々の系統の接続、運用に当たりましては、公平性や透明性の確保ということと努めておりますが、今回の買い取り制度の中で、再生可能エネルギーに対して電力系統との接続義務が設定されているというふうに認識しております、そういう意味では極めて重たい責任が生じるものというふうに認

識しているところでございます。

そうした中で、一方で、そういった再生可能エネルギーが系統に連系をされました場合に、その設備が系統全体、すなわち、他の発電設備や一般のお客様の電気機器にも影響を及ぼす可能性もございします。そうした場合には一定の技術要件を満たしていただくということで、お客様に、電圧や系統全体の周波数を変動させ、電気の品質に悪影響を及ぼさないような対策、これをしていただくことが条件になっておりますので、こういう条件をきちつとしていただくことがまず大事であります。

そして、そうした場合に、その接続にかかわる、アクセスの費用につきましては、原因者負担ということ、事業者に御負担をいただく制度になつておりますが、仮にそういった費用を御負担いただけない場合等々には、接続に応じられないというケースもございします。

私どもとしては、今後、そうしたケースが仮に生じた場合におきましても、公平性や透明性の確保、そして説明責任というのが我々に課せられる大事な使命であると思っております。そうした意味では、今、電力系統利用協議会という中立的な場がございしますので、この協議会のルールに基づき、また、この場を通じてお客様に積極的に御説明させていただくということで対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**櫛渕委員** 八木参考人、ありがとうございます。

電気事業者の方が努力しても限界がある場合、例えば、国が電気事業者を支えていく方法というのは何かございしますでしょうか。

○**八木参考人** 基本的には、現状のルールにおきましては、接続を希望されるお客様に御負担をいただくということがルールになつております。したがって、全体としての、お客様等々に御負担をいただくコストといひますか料金をいかに低廉にして、なおかつその効果の高い再生可能エネ

ルギーを入れていくかという観点から、いろいろなことを今後検討していく余地はあるかと思いますが、現時点では、今の接続ルールにのっとって、私どもとしては適切に対応させていただきたいと思っております。

○榊委員 この接続のルールについては、今後、公開できるルール等の設定も必要であるのではないかと考えております。

一方で、今の設備で、どの地域にどれぐらいの導入量が可能か教えていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○八木参考人 具体的に今ちよつと手元に地域的な数字は持ち合わせておりませんが、太陽光につきましては、電力系統全体で約一千万キロワットまでは対策なしに入れる。それから、風力につきましては、五百万キロワットということでございます。

ただ、風力につきましては、一部、地域的に各電力会社で系統の連系率を設定しているケースもございますが、ちよつと今、具体的な数字は持ち合わせておりませんので、その点の回答は控えさせていただきます。

○榊委員 ぜひ、先ほど申し上げたように、第三者が客観的に系統接続が可能かどうか精査できるように透明なルールづくりと運用、これについて御検討いただくと同時に、この導入量の数字についても情報公開をお願いしたいと思います。八木参考人がおっしゃるように、この制度が、普及促進ということできちつと制度として機能するためには、ここが大変重要な点であると思っておりますので、よろしく願います。

あと、最後、残り時間わずかですが、山内参考人と大島参考人にお聞きいたします。

山内参考人から、買い取り価格と買い取り期間、これが普及効果を最大の目的としてこの制度を機能させる一番のポイントだということをお話しただきました。問題は、決め方ということにあると思います。委員会の中で、今これは政省令で決めるということで御提案いただいています

が、一方で、大島参考人からは、国会の関与が必要だ、このようなお話もありました。

山内参考人からもう一度、今後の決め方についても、今の法案ではこうだけれども、今後についてはどう考えるか。あるいは、大島参考人からありますが、より透明化を図るために御提案があれば、お聞きしたいと思います。

○山内参考人 今の御質問にお答えする前に、先ほどの御質問について、私、ちよつと誤解をしておりましたので、その点につきまして訂正をさせていただきます。手元に数字がございませんので、先ほどの答えについては破棄させていただきますというふうに思います。

それで、今の御質問でありますけれども、まず最初に申し上げましたように、私は、買い取り期間と買い取り価格を公衆に明らかにする形で決しなければならぬというの、そのとおりだと思います。

ただ、それをどこの場で決めるのかということにつきましては、私が思うに、技術的に問題もあり、それは国会の場がいいのか、あるいは第三者的な委員会がいいのか、その辺のことについての明確な回答を持っておりませんけれども、何よりもかにより、今申し上げましたように、公衆の場で、そして情報公開が徹底してなされるというのが重要であるかというふうに考えております。以上でございます。

○大島参考人 買い取り価格の設定につきましては、やはり国会の関与でやった方がいいというふうに私は自身は考えております。

といいますのは、さまざま報道されておりますが、キロワットアワー当たり幾ら幾らと制限するということが仮に一審議会の一小委員会を決められるとすれば、それはやはり問題なわけです。やはり、再生可能エネルギーを普及していくということを目標にしている以上、適切な価格を常に国会の方で監視してチューニングしていくというのが必要かと思えます。

○榊委員 参考人の皆様、ありがとうございます。

○田中委員長 以上で榊さんの質疑は終わりました。

次に、谷畑孝さん。

○谷畑委員 自由民主党の谷畑孝でございます。きょうは、参考人の皆さん、公私ともどもお忙しい中、私どもの委員会に貴重な意見を陳述していただきました。本心に心より感謝を申し上げます。これからまた参考にして、いい委員会の質疑が展開できますよう努力し、頑張つてまいりたい、こういうことを冒頭に申し上げたいと思っております。

それでは、まず最初に、全参考人の皆さんにお聞きをしたいと思っております。

昨年の六月の十八日に、現行のエネルギー基本計画というものができているわけでありまして。この再生可能エネルギーの買い取りという法案ができ上がってきたというわけなんです。

ところが、現行エネルギー基本計画ということでは、三月十一日の東日本大震災ということでは、菅総理もこれを見直す、こういうことです。しかも、この現行エネルギー基本計画は、政府の答弁を加味していきますと、基本的には、二〇三〇年までに原子力発電を五三％やるんだ、そして、再生可能エネルギーを二〇％に引き上げていくんだ。そして、これは鳩山前総理が国連で、一九九〇年対比で二五％のCO<sub>2</sub>を削減する、こう言ったわけなんです。こういうことの中でこの法案ができ上がったんですね。

しかしこれは、大地震の中で前提であるものが全部崩れてしまっていますね、まずは白紙だ、こう言っているわけですから。こういう中でこの法案が生き残っておるんです。

もちろん、私も自由民主党も、化石燃料から自然再生エネルギーにシフトする、これは私も賛成でありますし、異議のないところなんです。

しかし、今言いましたように、前提が崩れてきている。そこへ菅総理が、これまた国際機関の中で、今度は二〇二〇年までに再生エネルギーを二〇％、それから太陽光発電を一千万戸の家庭につけていくんだ、こういう発言です。また、最近では、記者会見で、脱原発という社会の実現、そういうような発言をされているんですね。それでこの法案が始まっているものですから、これは脱原発のシンボルであり、原発に対する代替エネルギーなんだ、こう思っている国民の皆様はたくさんおられると思うんです。

そこで、参考人の先生方、この再生可能エネルギーは脱原発のシンボルなのか、そしてその代替エネルギーとしていけるのかどうか、この点、率直に、八木参考人からずつと一人一人、ひとつ簡単にお願いしたいと思います。

○八木参考人 今回の震災を受けて、我が国のエネルギー政策につきましては、原子力を含めまして、今後国民的な議論が行われると思っております。私も電力業界といたしまして、真摯に受けとめ、適切に対応してまいりたいと思っております。

そうした中で、将来のエネルギーの安定供給という面におきますと、我が国のエネルギーの自給率四％という実態を見ますと、私もといたしましては、将来のエネルギーの安定供給を達成していくためには原子力というのも大変重要な電源であると思っております。

そうした意味で、今後、エネルギーの安定供給、地球環境問題、それから経済性、それは当然、安全性がベースでございますが、こういうことを前提に、やはり電源の、原子力や化石エネルギーあるいは新エネ、こういったものをベストミックスしたものを目指していくべきではないかと思っております。

そうした観点からいきますと、今回の買い取り制度というのは、やはり再生可能エネルギーの重要性というのは今後ともますます増してくると思っておりますので、大変有意義な法案だという

ふうに理解しております。

以上でございます。

○進藤参考人 お答え申し上げます。

率直に言って、一兆キロワットアワーを使うこの日本の、GDPで三位に落ちたものの、これだけの産業国家を支えるのに、再生可能エネルギーがベース電源となっていくというのは、なかなか時間がかかって難しいのではないかと私は考えております。

先ほど先生御指摘のように、二〇三〇年に五三%、これは新たに原発を十四基つくるということで、これは今回の事故でなかなか難しくなつたと思います。したがって、五三は、やはり相当下振れせざるを得ない、こう思います。

そうすると、時間軸を入れますと、何に頼るかということになりますと化石燃料しかないわけですね。そうすると、先ほど御指摘のCO<sub>2</sub>二五%、これは、ただでさえ、原発五十やつても何とか外に出てやらなきゃいけないという数字ですから、これを、二五は守りながら、原発を落として化石燃料へシフトすること、一方でベース電源に再生可能エネルギーを、どれぐらいのベースでふえるか、なかなか難しいと思いますけれども、これはもう解がない状況ではないかというのが私の率直な意見でございます。

○山内参考人 今回の買い取り法目的につきましては、基本的に、温暖化を中心とする環境問題、それからエネルギーの安定的な供給、そして分散型電源によるリスク回避といったもの、これが中心であるというふうに思っております。さらに加えて言えば、イノベーションですか、新しい技術を開発することによって経済効果を大きくする、これが私は基本であるというふうに思っております。絶対量からいって、それから電源の安定性からいって、原子力発電に代替するような性格ではないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○大島参考人 再生可能エネルギーは、原発ですとか、脱原発のシンボルかということなんですけれども、

れども、事実上、先生が御指摘のように、国民的な理解はそのような議論になっていくというふうな理解しております。

私自身は、再生可能エネルギーが基幹電源になり得るというふうな考えておまして、それはドイツも。ドイツは産業国家です、別に農業国家ではありません。ドイツの戦略は、原子力ではなくて再生可能エネルギーに依拠して、そこで世界を、世界の経済をリードしようということをやっております。それは、ある意味、新しい産業を育成する、非常に大胆な考え方だと思います。

私自身は、日本がこういった震災を契機として、大事故が起きました、また特に東日本では原子力がほとんど消失するという事態に陥っているわけですから、これを客観的に見ますと、やはり再生可能エネルギーに依拠した社会に一大大きく踏み出すことが賢明なのではないかというふうな考えております。

○谷畑委員 私ごとですけれども、私、二十代のころに被爆者の皆さんと一緒に全米を回ったんです。その中で原発推進か反原発かという議論を毎日しながらアメリカの状況を見てきて、そういう中で、アメリカでも反原発ということで、太陽光で料理をつくるかそういうデモンストラレーションに参加をしたり、いろいろ見ながら、私自身は、再生エネルギーというのはいんだけれども、これはやはり、国家を支えていく、産業を支えていく、大きな基幹産業としては非常に難しいなというのが、私の二十代のころなんです。

私の家内は反原発で、毎日私の家で激論をして、なぜお父ちゃんば原子力を推進してきたかという今追及をされておまして、小さくなっておるわけでありませうけれども。

そういう話は別にして、私は、再生可能エネルギーの場合は、今、進藤参考人さんがおっしゃいましたように、日本のエネルギーの全体像をしっかりと方向を定めて、しかも、その中で、日本が経済大国としてしっかりと、安心して、そして質のいい、そういう電力をきちんと安く提供し

ていく、これは日本の一番大事なことだと思うんです。そういうことの中で、国民が大きな負担をするのではなく、この再生可能エネルギーを導入していく、難しい折り合いですけれども、していくことが大事だ、こう思うんです。

そういう中で、山内参考人と大島参考人に、エネルギーの全体像についてどう考えておられるか、あるいは、今回それが白紙という形の中でスタートしてしまつたことについてどう考えておられるか。一言だけで結構ですので、お願いを申し上げます。

○山内参考人 今後のエネルギーのあり方について、今非常に難しい段階にあるというふうな考えております。原発がこういう事故を起こしまして、原発に対する不信感、それからある意味ではリスクが顕在化したということだと思います。私の考えとしては、エネルギー問題は長期的な問題でございます。長期的な問題を見据えて、今申し上げましたようなリスク、あるいはコスト、そしてまた国民の望むもの、こういったものをしんしゃくした上でベストミックスをつくり上げていくというのが将来像だというふうに思っております。

ただ、今回のこの買い取り法につきましては、冒頭に申し上げましたけれども、温暖化等の環境問題、それから安定供給、それから分散電源といったような、極めて基本的なエネルギーのあり方、これに合致するものだというふうな考えておりまして、その意味では、今回のこの法案は我々が考える基本的なところに根差しているということとを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○大島参考人 申し上げます。

ドイツは、この十年で、再生可能エネルギーの割合を六%から一六、七%ぐらいまで、一〇ポイント上げてまいりました。次の十年で二〇ポイント上げようというふうになっております。二〇二〇年で三〇%まで持っています。

これは、私は、日本にとっては十五年から二十年

年ぐらいで三〇%ぐらいに持っていくのはそんなに難しいことではないと。むしろ日本は、太陽光のパネルとか風車のメーカーですとか、非常にさまざまな産業の蓄積があります。それが輸出産業になつていて、輸出だけになつていくということが非常に悲惨といえますか、むしろ、国内産業、国内に大きな市場を持つてくるという意味でも、二十年ぐらいで三〇%ぐらいまで持っていくというのは、国家目標として置いておられる野心的な目標ではないというふうな思っておりますが、今までからすればとても大胆ではあります。今、今といった目標をぜひ国会の議論のもとにつくっていただきたいというふうな考えております。

○谷畑委員 きょうの参考人の中で、新日鉄の副社長であります進藤参考人さんの方から、電炉を含めて、電気を消費する産業にとつてみたらもう致命傷だとおっしゃいました。

これは、私自身、これからストレステスト、これこそ本当にストレスがたまるとは思いますが、このテストをやつて、残された原発が少し稼働するかなど。特に、私は関西電力が地元ですけれども、まさか節電するとは思っていません。今、今こそ関西が東日本頑張れということで産業をさらに活性化して頑張っていくかという状況で、私もがっかりしておるんです。

やはり化石燃料をどうしても代替で使わなきゃならない、これは世界的に物すごく高騰していく可能性がある。そういう状況の中で、ドイツのように少し軽減したらどうだという意見、私はそれとおりだと今聞いておりました。ただ単なる省エネとかいうだけの誘導じゃなくて、何らかのいい知恵が要るんじゃないかと思ひます。

そこで、時間が余りなくなつてきましたので、山内先生、そのあたり、いい軽減措置というものがいいものか。いい知恵がありましたら、お願い申し上げます。

○山内参考人 私自身、具体的に知恵があるかと言われるとなかなか難しいのでございますけれども

も、ただ、おっしゃいましたように、ドイツでは軽減措置をしているというところはございます。こういったことも一つの選択肢に入ろうかというふうには思いますけれども、私自身はそれよりも、もう少し動態的といいますか、産業が変わっていくようなことを招来した方がいいのではないかとこのように思っております。

その意味では、今おっしゃいましたけれども、省エネとか新しい技術の開発、あるいは場合によつたら自家発電との関係とか、そういったことも含めて、やはり支援は必要だと思います。エネルギー多消費型の産業に対する支援は必要だと思いますが、そういった形で対処策がよろしいのではないかとこのように思っております。

○谷畑委員 次に、大島参考人に。

再生可能エネルギーというのは、どうしても情緒不安定なのか、太陽も夜は照らないし、風も、よく人生も風任せだというんですけれども、まさしく吹いたり吹かなかったりの状況があるし、不安定電源だと思ふんだけれども、この不安定電源、これが十五年から二十年の中でしっかりとして、安定的なエネルギーになっていくのか。蓄電だとか技術改革とか、そういうことではないのか。

やはり、十五年たつたら今の化石燃料よりも安くなるんだ、サーチャージをつけなくても市場経済として成り立つんだということが一番いいと思ふんだけれども、どうですか、先生。

○大島参考人 太陽は日が照っているときにしかつくらないのは当然なんですけれども、全体として、面的に見ますと、やはりたくさん再生可能エネルギーを導入している国はコントロール可能になつています。全体を面的に見ると、こういう基調のときにはこれだけ出るという蓄積がありますので、そういう意味では、マネージできる、管理できるということになります。

ただ、先生も御存じのように、今は日本は、この狭い日本が九つに分割されて、連系線、ほとんど電力の融通をしていないという中では、例え

ば、東北や北海道は風力発電の容量は非常に大きいわけですが、そこを東京の方に送れなければ不安定になってしまうわけですね。小さなところで波があれば不安定になりますので、そういう意味では、送電部門はやはり公益性がありますので、分離して一体運用する。それによって、不安定になることをより安定化させることができるというふうに私自身は考えています。

○谷畑委員 私も、委員会の中で、原子力の損害賠償、もちろん東電自身が前面に立つてしっかりやってくことも大事だけれども、国策で原子力発電をやつてきたというところで、もつと国がしっかりと責任をとつていくんだ、こういう姿勢が大事だという発言をさせていただきまして。今回、今ここにおられる委員の先生方の努力で、それが一定程度損害賠償機構法の中に反映されてきたわけでありまして。

今後とも、私も、一日も早くこの原発事故が収束をして、避難されている人たちが帰っていく、こういうことを期待して、私の参考人に対する質問にこたえたいと思います。終わります。本日はまことにありがとうございます。

○田中委員長 谷畑君の質疑は以上で終了いたしました。次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。各参考人の皆様におかれましては、大変御多忙のところ本委員会にお越しをいただきまして、そして私どもの質疑をお受けいただいたということことで、大変感謝を申し上げます。

また、先般、経済産業委員会の質疑の中で海江田大臣の方から、再生可能エネルギー法、そしてこのエネルギーの導入を促進していくということにつきまして、大変難しい、三次方程式あるいは四次方程式を解くような難しさがあるというお話もありまして、確かにそうだなと思うんですけれども、私は、きょうの参考人の皆様から、質疑を通じて大変貴重な御意見をいただいて、その三次

方程式を解く、そういうことに通じればと思っておりますので、そのような視点で質疑をさせていただきます。どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。最初の質問です。これは山内参考人と大島参考人にそれぞれ同じ質問にお答えいただきたいと思うんです。

震災後における、三・一一以降の我が国のエネルギー供給体制のあり方についてということで、もう少し具体的に申し上げますと、再生可能エネルギーをエネルギー基本計画の中にどのように位置づけるかということについてお伺いをさせていただきます。

今回の三・一一の東日本大震災、このことを通じてさまざまな教訓あるいは示唆を国民の我々はいただいたというふうに思っております。もちろん、この震災の復旧復興に向けて全力を挙げることとは大事ですが、その中においても特に電気エネルギーが、ある意味では、電力というのは常に安定して供給していただけるものだ、こういうことを自然に感じていた、そういう仕組みの中にどうやら私たちはいたったのではないだろうか、こういうことが考えられます。

そこで、ベストミックスのことですか、あるいは電気エネルギーの供給源の多様性の問題ですか、こういうことが今まさに改めて問われているんだらう、こう思うわけでございます。その意味で、今回の震災を受けて、エネルギーのセキュリティというものが問われているんじゃないか、こう思うわけでございます。

そこで質問ですけれども、エネルギー基本計画の見直しも始まるということでございますけれども、その中でどのような視点で見直されるべきだろうか、特にこの再生可能エネルギーの位置づけをどのようにとらえていくかということについて御答弁いただければと思います。

○山内参考人 私自身も都下に住んでおりますが、三月の停電のときに大変な思いをしたという記憶がございます。その意味では、エネルギー、

特に電力の安定的な供給、この重要性が身にしみたところがございます。

今回、この買い取り法によりまして再生可能エネルギーを普及させていく、こういう大きな目標がございます。私は、これ自身は今回の新しいエネルギー基本計画の中でも重要な位置づけになるというふうに考えております。特に、原子力発電所の事故もございまして、こういった、リスクの顕在化と先ほど申し上げましたけれども、それが出てきた。

そういう中で、真のコストといいますが、本場に我々がどれだけのコストを負担しなければならぬかということを意識した上で基本計画を立てなければならぬ。例えば、今の原発のケースでいいますと、そのリスクのコストをどういうふう負担するかということになっておりますし、それから、化石燃料を使った発電につきましては、それがもたらすところの社会的費用をどういうふう負担するかということだと思ひます。

その社会的費用を負担する中で、今回の買い取り法のサーチャージという考え方が出てくるわけでございまして、そういったことを考えた上でエネルギー基本計画を考察すべきだということに思っております。

以上でございます。

○大島参考人 私自身は、今回の震災を契機として、さまざまなエネルギーのあり方が国民的に問われているという事態は、恐らく千年に一回とか、少なくとも数百年に一回の、本当に大きな歴史的な転換点だというふうに思っております。

こういった研究をしておりますと、ドイツのどこぞの委員会がこういうような法律をつくつたというのには教科書的な本にも載っておりますので、まさにこの委員会が日本のエネルギーのあり方を歴史的に変える転換点をつくつたという委員会になるんじゃないかというふうに考えております。

今、エネルギーの安全保障というふうにおっしゃられました、やはり化石燃料もウラン資源

も超長期的には枯渇性資源です。ですので、どんなに頑張っても、最終的には再生可能エネルギーに依拠したエネルギー体系に移行せざるを得ないわけですね。これはもしかするともっと長いかもしれません。

ですが、今我が国に求められているのは国産資源であり、しかも災害にも強い、物すごく大きな、一件起きれば何兆円もの被害を及ぼすこともないエネルギーである再生可能エネルギーに移行するというのは、やはり賢明なものであると思っておりますので、そういう意味では、再生可能エネルギーはエネルギーセキュリティに非常に資するものというふうに考えております。

○稲津委員 ありがとうございます。

お二人の参考人から、基本的な再生可能エネルギーの位置づけ、必要性ということについて今お話をいただいたと思います。

そこで、一つ大事な話になってくるのが、その再生可能エネルギーを導入促進していくに当たって、具体的に買い取り価格の問題が出てくると思います。このことについては皆さんからお聞きしたいとは思いますが、時間もありませんので、これはぜひ八木参考人にお話をいただきたいと思っております。

何をお聞きしたいかというと、今回の本法案では、買い取り価格及び買い取り期間については経済産業大臣が経済産業省令で毎年定めるということになっております。それと、法律で必要な事項は経済産業省令に委任することになっておりまして、先ほども具体的に、たしか進藤、山内、大島、三参考人からはこのことについて触れていたのだと思うんですけども、一番肝心な、再生エネルギーの普及に効果的な制度になるかどうかということの中で、これが、要するに法律ができてしまった以降は国会の監視機能が及びにくくなるということ。

これは、先ほどありました、ある意味では税ということにも通じてくるような、いわゆる国民負担につながっていくことを考えれば、この買い取

りの価格や期間についてはしっかりと法律に明記をする、あるいは、それがどうかということであれば、少なくとも国会の関与を可能とするような措置を検討すべきだ、こういう意見がございました。先ほど三参考人からは明確にそのことについて触れていたんじゃないだろうかかなと思っておりますが、このことについて八木参考人にお示しをいただきたいと思っております。

〔委員長退席、楠田委員長代理着席〕

○八木参考人 買い取り価格の件に関しまして、基本的に、今回の買い取りに伴う費用の負担は将来にわたって国民生活や産業生活に大変大きな影響を及ぼすものでございますので、この負担方法、水準等々は、やはり国民各層の御理解をいただくということが大前提であると考えております。

そうした観点から、買い取り価格あるいは期間は、国民各層が納得できる水準あるいは期間としていただくということが大事でありますし、我々電力事業者といたしましては、やはり透明性の高いプロセスの中でこれが設定されていくということが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

国会の関与云々ということについては直接的なお話はいただけませんでしたけれども、しかし、透明性の確保が何よりも大事だという今の御説明でございましたので、私は、国会の関与の必要性につながってくるものだ、このように受けとめさせていただきます。

さて、今、買い取り価格のことについてのお話があったんですけども、もう一つ、今度は電気料金のある方について、これはぜひ進藤参考人にお話をいただければと思います。

現行制度において、電気料金のあり方、例えば電源開発促進税、核燃料再処理費、これは一律に電気料金に上乗せをされているということ、そして燃料価格の高騰等を反映する燃料費調整の上下もあって、言うならば、電気料金全体で見たと

には、やはり上がっていくという可能性が常に見られる。

そもそも、日本の電気料金というのは諸外国に比べると高い。これが、ある意味では、国際競争力を考えた場合に、電気料金がさらに上がっていくことによって産業の空洞化に通じるんじゃないかという御意見もあります。これも極めて重要な課題だ、このように思っております。

日本の電気料金は、何をもってその値段になっているのかということ。国民にとっては非常にわかりづらい仕組みになっていて、ここが本当に透明性が確保されているんですか、どうなんですかというところになってくると、十分な説明がなかなか浸透していないというところもありまして、わかりづらくなっている。

日本の電気料金の仕組みについて、現行制度における問題意識、これから再生可能エネルギーの導入促進をしていく中で課題になってくるものだと私は思いますけれども、どのような御見解をお持ちなのか、これは進藤参考人にお示しをいただきたいと思っております。

○進藤参考人 電気料金の決まり方、決め方について、私は専門知識はございません。

ただ、日本の産業用の電気料金が非常に高いのは高いわけでありまして、例えば私が持つておりますデータでも、産業用で一キロワット当たり十二セントです、ドルで言いますと。それが米國で七セント、韓国は六セントですから、二倍になっているわけです。先ほど私は電灯の話をしましたけれども、今、電灯の夜間電力、夜間というのは尖頭帯の三分の一ですから、電灯の夜間がちょうど、韓国なり、安いところの電気料金と競争力がある、そういうレベルになっているわけ

です。

やはりこれは、素人が言ってしまうことに申しわけないですけども、電気の供給のあり方についての考え方ですね。日本というのは、山奥にだけか住んでいてもそこにきちんと電気を届ける義務があるとか、電気を非常に社会全体のインフラとい

うふうに考える。この考え方から、無論、化石燃料を外から輸入することに頼っているという面もあると思いますけれども、そういうような諸条件がいろいろ重なって日本の電気料金というのは非常に高くなっているのではなからうか、こう思います。

それで、再生可能エネルギーの決め方をその絡みでどういうふうに考えていくかということですが、先ほど来、諸先生が言っているように、やはり国会の先生たちに関与していただいて透明性を出してもらう。総合資源エネルギー調査会なりパブコメがあるからいいではないかという議論があるわけですけども、それは順序が逆でして、行政府にそれを委託して任せる、こういう判断があるから、パブコメなり審議会ですらいい、こういうことになるわけで、その前の、それでは立法府から行政府に任せていいのかということとをぜひこの国会の場で議論していただければというふうに思う次第でございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

電気料金の低減化ということとでさらにもう一つお伺いしたいと思うんですけども、それは、発電電の分離、それから送配電網の整備強化ということに触れておきたいと思うんです。

このことについては八木参考人と山内参考人にお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども、本法案は、既存の電気供給体制を前提にしているわけでございます。見方によれば、電力会社の地域独占それから発電電分離を含む電力供給のシステムの見直し、これが今後の再生可能エネルギーの大幅普及にはある意味欠かせないのではないかと、そういう意見もあります。また、本法には、再生可能エネルギーの普及が可能になるような送配電網の整備強化についての規定が実は盛り込まれていない、このように承知をしております。

そこで、お伺いしたいことなんですけれども、再生可能エネルギーの電気を優先的に接続していかなければならないということを法律の中にも明記したらどうですか、こんな意見も実は若干です

けれどもあるということを承知しておりまして、その上に立って、送電分離とか送配電網の整備強化、これを再生可能エネルギーの優先接続にあわせていくということについて、御見解をいただければと思います。

○八木参考人 我が国の電気事業体制の現在の形につきましては、これまでさまざまな議論が行われておりまして、基本的には、今の我が国の実情に合った日本型の制度が目指された結果、現状の形になったというふうに理解しております。

今後、こういう送電の分離の議論を行う場合には、こうした現行の制度の検証を踏まえ、そして、目指すべき方向に応じたメリット、デメリット、これを幅広くまず検討していただくことが大切であると思っておりますので、その点はぜひお願いを申し上げたいと思います。

それで、今回の再生可能エネルギーを導入するための送電分離という観点からお答え申し上げますと、私どもは、これまでも送電部門につきましては、再生可能エネルギー等を含めまして、公平中立なネットワーク部門の運用を行っておりまして、現行の託送制度のもとで、送電線の利用ということにつきましてはそういう形をとっております。したがって、今後新規の再生可能エネルギーの方々が入ってこられる場合におきましても、透明性を高くして、そういうことが可能だと思っております。

そうしたことに加えまして、実は、再生可能エネルギーが系統に大量に入ってくる際の大きな問題点というのは、冒頭の陳述で申し上げましたように、やはり瞬時瞬時に変動する電力、太陽光、風力等の変動をいかにほかのお客様に影響を与えないか、すなわち、電力系統の安定性を維持するかということが大きなポイントであります。

これは、ある意味では、既存の火力発電所と、これから設置をしてまいりますバッテリー、いわゆる蓄電池、こういったものを一体に、効率的に運用することで、再生可能エネルギーを大量導入

して系統の安定性を保つ、そういうことが大事になってまいります。

そういう意味でも、既存の電源とバッテリー等を効率的に運用する意味でも、送電一貫体制といえますか、これのものが適切であるというふうに私どもとしては考えているところでございます。

○山内参考人 今後の電力供給のあり方でございますけれども、今、巷間話題になっておりますように、送電分離の議論というのが出てきております。送電分離というのは、もともとヨーロッパやアメリカで導入されて、発電と送電を分けるということでございます。

まず、この目的でございますけれども、その目的は、今回のような、再生可能エネルギーを普及させるということも含みますけれども、それよりも、やはり電気事業者、この場合ですと発電事業者ですか、その間の競争を促進することによって、効率化をしてコストの低減を図るというのが基本でございます。その意味では、再生可能エネルギーの買い取りとその問題が直に結びつくのではないと私は認識をしております。

ただ、そうはいえ、今回の震災を受けて、また、こういったエネルギーの考え方の変化を受けて、電力供給のあり方自体をどうするかという議論は必要であろうかというふうに思っています。その際、重要なのは、送電分離というの、いろいろなバリエーションといえますかパターンがあるというところは十分に御認識いただきたいというふうに思っております。

極端な例でいえば、所有権から分離をするということもございませうけれども、所有権は一体としたままでも送電分離の機能を十分に発揮し得るというものもあるわけでございます。そういったことも含めて考えていただければというふうに思っております。

そしてまた、送電分離と再生可能エネルギーでありますけれども、私の認識は、今、八木参考人もおっしゃってられましたけれども、再生エネ

ルギーの発電の様態といえますか特殊性からすると、送電分離をしてそれに乗せるというだけではなくて、それに対しての手当て、あるいはそれを受けるだけのネットワークの高度化、こういったものが必要であるというふうに思っております。

冒頭で申し上げましたけれども、スマートグリッドあるいはスマートコミュニティ、スマートエネ、こういった考え方から、需要側も含めたコントロールといえますか、一貫的な情報体制といえますか、そういったものを推進して、それによって再生可能エネルギーを普及させるべきだというふうに思っております。

それから、系統等の設備増強でございますけれども、確かに今回の法律ではそれについては明確な規定はないわけでございますけれども、これは別途、託送料金等の問題の關係で、託送料金と託送部分についての収益性、利益性というものを勘案した上で送電網の投資に充てる、こういったことも考えられていくわけでございます。そういったもの等も含めて御議論いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○稲津委員 時間が参りましたのでこれで終わらせていただきます。時間も参りましたけれども、そのほかにも、ぜひ国民負担のあり方とか大口の電気事業者の方々への負担の軽減なんかも伺いたいと思っております。先ほど山内参考人から意見陳述の中でそれらについては少し具体的に触れていただいたと思います。減免の問題とか、省エネ、それから新しい技術開発の支援、あるいは低所得者の方々への配慮等々もございましたので、それはしっかり参考になさせていただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔楠田委員長代理退席、委員長着席〕

○田中委員長 以上で稲津久君の質疑は終了いたしました。次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。きょうは、四人の参考人の皆さんには、大変お忙しいところお越しをいただきましてありがとうございます。

最初に八木参考人に伺っておきたいんですが、今回の三月十一日のあの地震、大津波による福島原発以降、原発がトラブったときに、電力、エネルギーの安定供給ができなくなるという深刻な問題に今直面しているというふうに思うわけですね。

それで、関西電力の方からいただいた資料で見ますと、設備容量で原発の比率が三〇・二％ですが、約三割、これに対して、総発電電力量に占める比率では約五二・一％を半分を超えているという二〇一〇年度の実績値としていただきましたけれども、これだけ原発の比率が高いということになりますと、東京電力などに比べてみても、原発で事故があったとか停止したときに安定供給ができなくなるのか、今やはそのことを考えていかなければならないんじゃないか。ですから、原発には不安定な電源としての要素があるのではないかと今思っているんですが、お考えを伺っておきたいと思っております。

○八木参考人 お答えを申し上げます。私どもは、需要を供給するために種々の電源を持っております。これは、原子力、火力発電所、当然水力もございませう。

この発電所というのは、それは設備でございまして、なおかつ、基本的には二十四時間回っている設備でございまして、我々としては、ある一定のいわゆる故障率みたいなものは、これは設備である限り、原子力に限らず火力でもございませう。私どもは、そういったこともある程度考慮しながら、全体の需要に対して、そういったことも踏まえた全体としての設備量を確保する。その設備を何で持つかというのは、当社の場合、やはり安定供給と地球温暖化問題への対応、それから経済性、こういったことを踏まえてベストミックスという形で持っているところでございます。そういう意味では、ある一定のトラブル率で起



このことも踏まえた上での設備供給ということ  
で、一般的には、需要に対する適正な予備率を  
持つて運用を図るということで考えているところ  
でございます。

以上です。

○吉井委員 予備率で、他の電源で、もちろん水  
力、火力で約七割設備容量としてはお持ちです  
から、そちらのフル稼働ということになれば、約五  
一％の方の原発が停止したとしても十分やってい  
けますということなのかもしれません。

東京電力の場合ですと、例えば東通のような青  
森と福島と新潟と供給地が三つあったわけであ  
る。関西電力の場合ですと福島県です。ちよ  
うど三重県、岐阜県から滋賀県の最東部、福井と  
いう、日本の最も活断層の集中したところにあ  
りますから、今回のような福島事故となりますと、つ  
まらん放射能汚染による被害も甚大ですが、つ  
まり、福井県全体が停止ということになってまい  
りますと、これは文字どおり原発に関しては供給  
できないということになると思うんですが、その  
場合でも今おっしゃった供給余力ということであ  
る。やってみようという見通しを立てていらっしゃる  
のかどうか伺っておきます。

○八木参考人 先ほど申し上げましたのは、適正  
な予備率を確保しながら、原子力というのは、例  
えば火力を含めまして一定の定期検査とかござい  
ますので、そういった範囲の中で予備率を持ちな  
がら供給するということです。

全プラントが停止した状態で供給ができるか  
という御質問に対しては、私どもとしては、現在、  
十一基のプラントのうち既に七基がとまっている  
状態で、ことしの夏の状態では供給力の不足が起  
こっておりまして、既に、まことに申しわけない  
ことでございますが、お客様に節電をお願いせざ  
るを得ない状態になっております。したがいまし  
て、今の御質問にお答えするといいたしますと、弊  
社の原子力プラントが全部とまった状態で安定し  
た供給が送れるかというと、それは、今は送れな  
い状態になっております。

以上です。

○吉井委員 そこで、再生可能エネルギーを爆発  
的に普及することについて、電力としてもかなり  
真剣な取り組みというものが……。これは国会の  
方では超党派で、全党から、私も呼びかけ人の一  
人ですが、エネルギーシフトということで今再生  
可能エネルギーへのシフトに取り組んでいるとき  
ですが、八木参考人に重ねてもう一つ伺っておき  
たいのは、今、県によっては企業局で水力発電を  
やって、それは、結局、自分で送電網を持って販  
売できないという状況に置かれていたから、しか  
し、再生可能エネルギーで、地産地消型で、そし  
て地域分散型でいくということは、これはエネル  
ギーのリスク回避という面でも大事な意味があり  
ますし、長距離送電による電力ロスが、今大体五  
％出ておられますけれども、そういうロスも少なく  
してやっていくことができます。一方、都市部で  
は、民家の方は太陽光パネル等で発電電力量とし  
ては賄えるにしても、産業用の方はそうはいかな  
い問題がありますから、それについて別途考え方  
が必要になってくると思うんです。

この再生可能エネルギーの爆発的普及、それは  
買い取る方もそうだし、電力としてもかなりのこ  
とを考えていらっしゃるのか、堺の例は知ってい  
ますけれども、伺っておきたいと思えます。

○八木参考人 御指摘のとおり、今回の震災を踏  
まえて、やはり再生可能エネルギーというのが、  
これはエネルギーセキュリティの観点、当  
然、CO<sub>2</sub>削減の観点で、我々電力会社、特に関  
西電力といたしましても、これは非常に重要なエ  
ネルギー源の一つとしてこれから積極的に導入し  
てまいりたいと思っております。

そういう意味では、現在、堺の太陽光エネル  
ギー、メガソーラーを実施しておりますが、こう  
したメガソーラー計画をできれば今後も積極的に  
拡大してまいりたいと思っておりますし、今、舞  
鶴で進めております石炭バイオマス、これにつ  
きましても積極的に取り組んでまいりたいと思つて

おります。

一方で、今御指摘のありましたいわゆる分散型  
のスマートコミュニティは、これからエネル  
ギーの効率向上あるいは地域のエネルギーセキュ  
リティーという観点からこのスマートコミュニ  
ティーの可能性というのが大いに出てくると思う  
のです。

これは、今、我々電力会社も実証試験をやつて  
いるところでございますが、目的をどこに置くか  
ということを整理して、そういった形でこのス  
マートコミュニティというのを、これから我々  
としても自治体の皆さんと一緒にふうに思つて  
可能性を追求してまいりたいというふうに思つて  
おります。

以上です。

○吉井委員 次に、大島参考人の方に伺いたい  
と思えます。

一般の電源もそうですし、原子力、火力、水力も  
そうですし、再生可能エネルギーもそうです。  
特に再生可能エネルギーは、普及が進んでいな  
いということもありまして、世界的な研究もど  
ういうコストが入っているかはばらばらです。で  
すので、よくグラフになりますけれども、太陽光  
というふうに出ますが、あれはかなり古い値  
を、たしか二〇〇一年の値を、今、十年後にな  
つてやっているとことなのでかなり問題があり  
ますし、また、どういふものが入っているかとい  
うのを入れなければ、本来、比較可能なものでは  
ございません。

今の、既存の電源に関しましては比較的数据  
がそろっておりますので、比較可能かと思いま  
すので、申し上げます。

それは、再生可能エネルギーと原発、その間に  
いろいろな電力があるわけですが、電源別  
のコストということですね。  
実は、せんだって、二十七日でしたが、委員会  
で質問しまして、廃炉も含めて日本の五十七基  
の原発の総建設費が現在価格に直して十四兆五  
千億、国費の投入がこれまでのトータルは十四兆  
四千億ですが、現在価格に直して十六兆円とい  
う答弁を国会で得ております。これは原発の場合  
ですけれども、そうすると、原発はキロワット時  
当たり五円三十銭で安い安いと言ってきただけ  
でも、そうじゃないということが出てきたわけ  
です。

このコストの面から見ても、最初は高くても普  
及によって再生可能エネルギーは下がっていくも  
のだと思えますし、燃料費はそもそもただです  
から、そういう点で各電源別のコストについて先  
生の見方をお聞かせいただきたいと思えます。

○大島参考人 お答えいたします。

発電コストに関しては、いろいろ調べます  
と、どういった前提で何が含まれているかによ  
って大きく異なるということがございます。これは

今、五・三円というふうには先生はおっしゃ  
いまして、これは、ある一定の理想的な条件でモ  
デルを使えば、ある意味いろいろな数字が変  
わりますので、もちろん、モデルは、それはそれ  
なりに客観性を持ちますからやる必要はありま  
すが、実績値で見ますとかなり異なつたものに見  
えますので、発電コストについて、できればより  
深く、実績値も含めて本当はどうなんだというこ  
とは、今日の観点から見直すべきときに来ている  
というふうに私自身は考えております。

○吉井委員 せんだつての委員会で、原発に関する国費投入分は現在価格で十六兆円、これらを入れますと今の五円三十銭が少なくとも二倍にはなつてふうかと思ひます。

ところで、次に、ヨーロッパ各国における再生可能エネルギーの現状と、フィード・イン・タリフの取り組みの現状について、大島参考人の方に伺つておきたいと思ひます。

○大島参考人 世界で再生可能エネルギーが非常に爆発的に普及しています。これはヨーロッパに限らず、中国は倍々ゲームで進んでおりまして、今、風力の設備導入量でいいますと世界一になつてしまつています。それは、あつという間に抜いていきました。単に中国が成長しているというよりは、中国はたしか世界の設備導入量では二三%くらいあるんですが、日本は実は風力というところがすぎません。ですので、経済規模からいって、全く進んでいないというふうに言つていい。これは、日本だけ見ると何かふえていくのかのようなグラフがさまざま出ますが、それは全くの誤りです。もし世界のグラフと一緒に重ねると、日本は地をはつていまして、世界でどんなふうに進んでいるのかということを御理解いただければというふうに思ひます。

どういふ制度を導入している国がふえているかといひますと、今議論をされています固定価格買取取り制、フィード・イン・タリフによってふえていくところがあるんですが、仮にRPSを入れていく場合はかなり目標を高く持つていくケースが多くて、アメリカは一部テキサス州とかカリフォルニア州はそういうRPSを持つていますが、日本と違つて目標水準を非常に高く持つていくというところが特徴です。

ですので、全般的に言ひますと、フィード・イン・タリフを導入した国が爆発的に普及してしまつたので、やはり爆発的に普及させることを目的にするのであれば、固定価格買取取り制を導入し、その経験を生かしてさまざまなチューニングをした方がいいというふうに考えています。

○吉井委員 引き続き大島参考人に伺つておきたいのは、再生可能エネルギーを進めるときは接続義務の扱いとか、技術的にどう取り組んでいくか、世界の状況について伺つておきたいと思ひます。

○大島参考人 接続義務ですが、先ほども冒頭で述べましたように、系統運営者に対して優先接続の義務を課しております。

これはどういふことかといふと、先ほどの参考人もおつしやつていましたが、それを義務づけるわけですが、今日本では、技術要件ガイドラインだつたと思うんですが、それで、一応ガイドラインに沿つて実施されていますが、そういった既存のものではかなり厳し過ぎる。あれはどういふことかといふと、発電事業者に関して、これこれの要件を満たせば接続してあげますよといふことなんです。

ドイツは、そうではなくて、あれば必ず接続せぬといふかといふことが基本なんです。何か条件を課せよといふわけではなくて、絶対に接続せぬといふかといふところが違います。また、接続料金に関してはさまざま議論がありますが、それによつて生じる系統の増強コストはその系統運用者が必ず負わなくては行かなくて、系統の増強については、そちらの系統運営者、いわゆる電力会社に義務を課しているわけです。

そういう意味では、発電事業者が系統接続のリスクを極力軽減させるところがコア、核心だといふふうに思ひます。

○吉井委員 次に、進藤参考人に伺つておきたいと思ひます。

私、新日鉄の旧堺工場の時代によく寄せてもらつていたんですが、あそこには高炉があり、共同火力があり、コークス炉があり、大阪ガスなどとも組んだ、いわばコンビナートの一角を組み立てていたわけです。高炉ガスを使得つてコークス炉を働かせ、コークスを生み出して高炉で使う、そういうことをやつていたわけですが、スクラップを利用した電炉の場合と製鉄の場合とは固定価

格買い取り制度を導入したときの影響は少し異なつた点も出るのかなと思ひますが、この点について伺つておきたいと思ひます。

○進藤参考人 お答えいたします。

先生今御指摘のように、我々は高炉メーカーでございます。したがつて、コークス工場で石炭を入れますと、コークスガス、コークガスという一酸化炭素が中心のものが出てまいります。これを燃料に、高炉メーカーでは、自家発と我々は言つていまして、高炉で発電所を持つております。新日鉄の例でいいますと、これが大体五百万キロワットぐらいの発電能力を今持つております。そのうち、三百が自分たちで持つております。でございます。それで、二百は、IPPとか共同火力とか、いわゆる電力会社さんに供給をしているものでございます。そのほかに、我々、電力会社さんから買つていけるものがあるわけですね。買つていけるものは、二百とか百レベルではありませんけれども、相当少ないわけですが、それが今回のフィード・イン・タリフで影響を受けるということでございます。

したがつて、比率からいへば、そんなにフィード・イン・タリフで受けるものは少ないわけですが、電炉は全部購入電力ですから、電炉は一〇〇%きいてくるわけでありまして、ただ、絶対量としてどうかといふと、高炉の方は量が非常に多いし、製鉄所もありますので、高炉の方が少ないといふことは言えない。むしろ匹敵する、まさるとも劣らないぐらゐの効果にはなろうと思ひます。比率としてはかなり下がつております。

○吉井委員 時間が参りましたので、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○田中委員長 吉井君の質疑は以上で終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一と申します。きょうは、参考人の皆様には、大変お忙しいところをお越しいただきまして、貴重な御意見を賜

りまして、ありがとうございます。

みんなの党は、脱原発、再生可能エネルギー推進の立場であります。今の法案を見てみると、先ほど経団連の進藤参考人から御意見がありまして、三月十一日の大震災の以前に企画立案された法案ですから、相当、修正、改善の余地があるといふふうに考えております。

菅総理の退陣の条件の一つの法案になつたから急がなきゃいけないという理屈はないと思ひます。菅直人さんの個人的な事情にかかわらず、しっかりと丁寧かつ慎重な審議をして、これから十年、二十年先の日本の行方を左右する重要な法案ですので、しっかりと慎重審議が必要だといふふうに考えております。

最初に、大島参考人にお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど優先接続のお話がありました。電力会社の都合だけで接続を拒否するようなことはあつてはならないと思ひますが、場合によってはどうしても接続できない事情があるかもしれません。ドイツの例では、どういったケースで例外的に接続を拒否してもよいといふふうに定められているのでしょうか。

○大島参考人 ちょっと細かいところは忘れたんですが、私、毎年ドイツに行つて、系統運営者とか発電事業者等々にヒアリングをしておりまして、あと、太陽光発電業界とか風力発電業界に聞いておりますが、そこで聞いたところは、基本的に、なぜ接続しないのかといふことはあり得ない。なぜ接続しないのかといふことは、系統の増強が間に合わないときに限るといふことです。

ですので、何か不安定であるとかそういうことは聞いたことがありませんので、そういう意味では、これは見方を変えれば、むしろ送電事業者といふか送電系統を運営している事業者にとつては高い義務を課しているわけですが、逆に見ますと、発電事業者、再生可能エネルギー事業者に対してリスクを極力軽減しているといふことになり

とつてはプラスの効果になっているというふうに  
思います。

○山内委員 それでは、八木参考人にお尋ねしま  
す。

どういったケースで接続を拒否せざるを得ない  
というようなことが起こり得るのでしょうか。

○八木参考人 私ども、従来から系統の接続運用  
に当たりましては、公平性、透明性の確保に努め  
ておるところでございます。

先ほど申し上げましたが、今回も基本的には  
電力系統の接続義務が設定されているというふう  
に認識しておりますが、ただ、その中で、こうい  
う再生可能エネルギーが系統に連系してきた場合  
に、安定的な電力系統の運用に支障を来さないとい  
うことが大事なポイントだと思っております。

そうした意味では、この系統に接続される方  
が、そうした技術的な対応をさせていただくという  
ことが一定の条件になっておりますので、まずは  
この条件を対応していただけない場合、あるいは  
対応に当たってその費用を御負担いただけない場  
合等々におきましては、系統の接続をお断りする  
場合がある。しかし、この場合も必ず電力系統利  
用協議会という中立の機関の場を通じまして、そ  
の申しについて私どもが説明責任をしっかりと果た  
していくということが前提となっております。

以上でございます。

○山内委員 電力多消費型の産業に関する御意見  
が大島参考人と進藤参考人からありました。私  
も、先ほど来話題になっていきますけれども、電  
力多消費型産業に對する配慮というのとは絶対  
に必要だと思っております。

例えば、先ほど大島参考人から鉄道会社と一  
千キロワット以上の消費者に對しては対象にな  
っているというお話がありました。具体的にどう  
いう産業が鉄道以外ではあるのでしょうか。

○大島参考人 大変申しわけありませんが、鉄  
道と消費電力一千キロワットアワー、かつ、総付  
加価値に占める電気料金の割合は一五%以上とい  
うことで決まっております。恐らく電炉とかです  
ね。ドイツも電力を大量に消費する産業というの  
はほぼ決まっております。ですので、恐らくは日  
本で今問題になっております電炉部分、鉄鋼の中  
でも電炉部分、そういうところが対象になってい  
るんだというふうに思います。

鉄道は、そもそも電気を使いますので、そこは  
公益性も高いということで大幅に免除になってい  
るということなんです。

○山内委員 経団連の進藤参考人にお伺いま  
す。

仮に日本でもそういう基準を設けるとすると、  
どういった基準があればいいのでしょうか。ドイ  
ツの一千キロワットとかそういう具体的な例が  
ありますけれども、日本型でこういう電力多消費  
型産業を定義するとすれば、どういった基準が必  
要でしょうか。

○進藤参考人 その前に、今、鉄道がドイツで対  
象になっているということでも私もしつくりしたん  
ですけれども、日本で入れる場合は、やはり国際  
競争力をどう維持するかという議論が前面に出る  
べきであって、J-Rが電力を非常に使う、した  
がってそれ全部減免するのが軽減するのだからい  
うようなことなのかどうか、そこはよく議論して  
いただければというふうに思います。

それで、導人の仕方のところですが、先ほど省  
エネの補助金ということで、そういう形で入れる  
べきだという議論があったわけですが、実際の  
際、我々電炉の現場を見ますと、省エネのプロ  
ジェクトなり案件というのがいっぱいあるのかと  
いう議論になります。日本の産業というの、  
どこの業界もそうですけれども、省エネのレベル  
は世界一です。全体をマクロで見ますと、鉄鋼業  
全体で見ますと、一九七〇年から二十年間で三兆  
円入れて二〇%省エネしました。残る二十年は、  
一九九〇年からですけども、二兆円入れて一〇

%しか下がっていません。だんだんサチュレート  
してくるわけですね。

したがって、だんだん限界効用が下がってくる  
わけでありまして、電炉の中でその省エネの補助  
金ということでこのフィード・イン・タリフで負  
担する部分をコンベンセントというのとはな  
かな難しいんじゃないか。金額補助金というの  
ありませんので、必ず二分の一か四分の一かとい  
うふうになります。したがって、コンベンセント  
してもらうために、またお金をキャッシュアウト  
して、そして、もううというふうなことで、な  
かなか難しいのではないかと我々には聞  
いています。

したがって、必要でかつ十分な対応、対策を打  
つということであれば、例えば石炭税とか、いわ  
ゆるエネルギー関係で払っている税金をベース  
に、エネルギー特会のなかから、それはエネルギー  
効率を上げるための、エネルギーの高度化をする  
ための資金に使うわけですから、そこから軽減の  
財源を出すというのを私はぜひお願いしたい、鉄  
鋼業の立場ではそう思います。

○山内委員 大島参考人にお聞きします。

仮に、そういう電力多消費型産業に対して、何  
らかの優遇措置といたしまして料金が高過ぎないよ  
うな措置をやると、その負担は恐らく一般の利用  
者全般に広く薄く行くわけですから、公平性の  
観点から、そこをドイツではどういうふうに説  
明して、どういうふう国民的な合意というか納  
得ができていますのでしょうか。

○大島参考人 こういう措置をドイツでは特別平  
準化スキームというふうにいいますけれども、こ  
れに関しては、この特別平準化スキームで各家  
庭の買い取り価格に関する料金が幾ら上がったか  
というの、ドイツの政府の報告書にも出ていま  
すし、パンフレットなどにも出ていますので、そ  
れを通じて国民的な理解を得ているということだ  
と私は理解しております。また、その料金の決  
定も、繰り返しになりますが、国民の代表が構成  
している国会で決めておりますので、ドイツに関

してもそれは国民的な関心が非常に高く見られる  
分野ですので、そこで決めているということ、  
国民もそれを納得しているということだと思っ  
ています。

○山内委員 もう一度、ドイツの例で大島先生に  
お聞きします。

先ほど低所得者の方に対する配慮についてさ  
らっと御説明がございましたが、もう少し詳しくお  
聞きしたいんですが、この法案に關して一  
部ある議論としては、太陽光パネルをたくさん設  
置できるような所得の高い方にはメリットがある  
けれども、そういう余裕のない家庭にとつては何  
のメリットもない、デメリットだけが行つてしま  
うという議論はありますので、そういう低所得者  
の方に対する配慮はドイツでどうやっているか、  
あるいは日本でもどうすべきか、御意見をお聞かせ  
願いたいと思います。

○大島参考人 ドイツの低所得者に対する対応と  
いうのは、法律にすべて書いてあるはずなんです  
が、書いてないので、恐らくそこまで議論が進ん  
でいないか、私がその知識を持ち合わせていな  
い、どちらかだというふうに思っています。

日本に關しては、これは健全だと思ひますが、  
低所得者に対する配慮が求められるというのが新  
聞報道等でも出ておりましたので、若干述べさせ  
ていただいたわけですが、電気料金というのは、  
日本の電気料金は、省エネを促すということもあ  
りまして段階制をとっております。これは東京電  
力のものでありますけれども、第一段階は百二十キ  
ロワットアワーまでは十七円八十七銭、第二段階の  
場合は百二十キロワットアワーから三百キロワッ  
トアワーまで二十四円八十六銭、それ以上にな  
りますと二十四円十三銭ということで段階的に上  
がっていくわけですね。

第一段階に關して、ナショナルミニマムとい  
うことでそういうふうな低価格に規制しているわけ  
ですけれども、ここにかかるとな部分に關して  
は、恐らくサーチャージを大幅に追加する部分  
を、軽減するなどの措置もできるかと思ひますので、

それは工夫次第だと思います。

あともう一つ申し述べれば、こういった追加的な負担は、電気料金は見えない形でたくさんあります。特に、先ほどの委員が忘れてしまいましたが、再処理に関する料金は追加的に含まれているのに、これは大体年間二、三千億円取られているわけですが、それについては電気料金に全く明示されないまま消費者の負担になっております。そこに関しては議論がないのに、再生可能エネルギーに関しては議論が、不公平ではないかというふうな議論を見えますと、私はちよつとバランスを欠いた議論で、むしろ原子力等々に関する費用や再生可能エネルギーに関する費用の両方を合わせて公平感を持った料金設定にすべきだな、少なくとも私自身はそのように思っております。

○山内委員 大島参考人ばかり質問して恐縮ですけれども、ドイツの例に大変興味がありまして……

我が党は、もつと環境省の関与をこの法案に関しては持つべきではないかと。特に、場合によっては環境に対する悪影響も一部出るんじゃないか。例えば風力発電の施設が、鳥とか、そういう生物に対する影響、あるいは景観を損ねるといふこともあろうかと思ひます。ドイツではそういう環境的な配慮をやつて、日本では経産省が主管になりそうだけれども、その再生可能エネルギーが自然界に与える悪影響を少なくする工夫をどうされているんでしょうか。

○大島参考人 二点、お答えいたします。

一つは、ドイツは、主管が、経済省ではなくて環境省が再生可能エネルギーについては主管しています。これは、私は、ドイツに行きますと、二〇〇二年だったと思うんですが、経済省から環境省への切りかえが政治的に行われた、それがかつて再生可能エネルギー産業を大きく飛躍させた一つの政治的な原因だというふうに何人もの方から伺っております。そういう意味では、主管については、今回は冒頭で申し述べませんでした

が、それは一つのオプションとして考えるべきだなというふうに考えています。

あともう一つ、環境に関しては、ドイツは各地域で、たしか州レベルだったと思うんですが、自然保護区域とか人が住む何メートル以内はつくつてはいけないとか、円をかいていつて、要は風力発電が設置できる面積というのは非常に限られてくるわけですね、それを土地利用計画のよな地図に落とすんで、もう既にここは再生可能エネルギーができるよというものができています。そういう意味では非常に社会化が進んでいる。

これは、日本においても土地利用計画等々に落とし込んでいくことによつて社会化していく。それが、かえつて事業者にとつてもリスクを低め、事業性も高め、かつ自然保護もできるというふうな考へておりますので、再生可能エネルギーだからといつて環境問題がないわけはありませんので、それをうまくマネージする技術はたくさんありますので、そういう工夫は今後必要かと思つております。

○山内委員 ありがとうございます。

それでは次に、経団連の進藤参考人にお尋ねしたいと思ひます。

電気料金が日本は高い、国際競争力が非常に弱くなつていふ御指摘がありました。経団連のお立場上、答えにくいかもしれませんが、やはり電力の地域独占とか自由化をやつていないことが電力料金が高どまりしている背景にあるんじゃないかといふことがよく指摘されますが、そういう電力の自由化を進めていくことが電力料金を下げるという考へ方、意見についてどのようにお考えでしょうか。

○進藤参考人 八木参考人を前に答えにくいんですけれども、ちよつと電力供給の考へ方が各国と違うんだと思ひますね。

日本の場合、産業も育成しなければいけない、先ほども申し上げましたけれども、どこへ住んでいる人にも電力会社はそれを供給する義務を

負う、それから、品質の非常に安定した停電の起きない電力を供給するんだ、ここに一つの考へ方があつて、これは一つの哲学だろうと思ひます。したがつて、余力も持たなきゃいけないし、その分が高くなつていふようなことはあると思ひます。

その中で、自由化も大分いろいろ進めてきたわけですが、先ほども申し上げましたけれども、鉄鋼会社もいろいろ、石炭を原料で買つてきますので、その石炭とヤードがあるわけですから、そこに火力発電所をつくれればインフラに投資しなくても安い火力電力が出てくるわけで、そういうようなことで自由化してもらつてIPPというようなことを進めてきたことは事実でございます。

さて、これからどういふふうな形があるのかと、先ほど議論がありました発送電の分離というようなことも議論になつてくるんだと思ひますけれども、こゝも、何といひますか、インターネットにぶら下がる発電事業者の競争は促進されると思ひますが、その競争の促進がどういふふうにつながつてくるのか。我々使用者という方々が必要のか、安くていい電力になつてくるのか。先ほど言つた、安定供給、いざというときの事故対応、自由競争による電力の価格が下がるというふうなこと、こゝあたりのバランスを見ながらぜひきちんとした国民的な議論をしていただきたい、こう思ひます。答えになつていませんけれども。

○山内委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人の皆さんに一言御礼を申し上げます。参考人の皆さんには、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前前に引き続き、内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として資源エネルギー庁長官細野弘弘君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長安井正也君及び国土交通省水管理・国土保全局長関克己君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○田中委員長 これより政府に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤澤亮正君。

○赤澤委員 自由民主党の赤澤亮正です。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、海江田大臣、本日は、報道で有名になつた手のひらの忍の一字は書いてくれましたか。

○海江田国務大臣 赤澤委員に謹んでお答えを申し上げます。

あのときはたまたま書いておりましたけれども、今度は、もう手のひらに書くなどということをしませんが、心の中に刻んでおります。

○赤澤委員 あの人こそばにいる予算委員会や東日本大震災復興特別委員会は海江田大臣御自身の

ストレステストのようなものになってしまおうということ、忍の一字だけれども、あの人がそばにいない経産委員会、本委員会では忍の一字は必要ないということ、大臣の精神衛生を考えれば、大変いいことかなというふうには思います。しかしながら、心の中に刻んで、こういうことである

大変お気の毒な状況であることはわかり、私も同情する気がないわけではないんですが、ただ、最大の迷惑をこうもっているのは、海江田大臣、あなたではなくて、国民、特に被災者、被災地の皆様、さらには玄海原発の関係者、佐賀県知事あるいは玄海町長といった方たちかなと思うんです。

自公政権当時は、国政上の重要課題についても閣内不一致があれば、下手をすれば政権の命取りになりかねない、最低でも閣僚辞任は避けられないというほどの不文律のようなものが働いていたと思うんです。ところが、今の政府・与党がそれをすべてぶ壊しにしましたように私には思えます。今の政府では、閣内不一致はもう日常茶飯事です、これこそ政治主導などとうそぶいている民主党政権の閣内不統一に似ているというふうに記憶をしております。

今週火曜日、二十六日の財務金融委員会、私が、今の政府のばらばらぶりを評して、幼稚園のお遊戯内閣または幼稚園児のお遊戯内閣だと何度も発言したところ、視聴者から批判の声が上がったんです。これはどんな声だと思えますか。

それは、幼稚園児に失礼だと来たんです。だから私は、この場で全国の幼稚園児の皆様と幼稚園の関係者の皆さんに謝罪しなきゃいけない、ごめんなさい。その上で、管内閣は幼稚園のお遊戯内閣ではない、そうではなくて、幼稚園のお遊戯練習初日内閣だ、幼稚園児でも練習しているうちにうまくなってくる、こういうことを言い直さなきゃいけないかと思えます。

閣僚全員が一致団結して一緒にやっつけようという気があっても、それですらコミュニケーション

不足などでやむを得ずに閣内不一致が起きてしまう、そういうことはあり得るでしょう。私どもの自公政権当時も確かにないわけではなかった。しかしながら、今の政府・与党の中は、そのような閣内不一致ではなくて、どちらかというと、閣内憎悪とまでは言いませんけれども、閣内不信感であふれ返っていませんか。

私は総理から信用されていないというのは、埋蔵電力について文書で調査をもう一回やれと命じられたときに、海江田大臣、あなたがした発言だというふうな報じられております。

そこでお尋ねしますが、総理と閣僚の間に信頼関係がなくて、それでも国民の、特に被災地や被災者の方たちのために最良の政治ができますか。

○海江田国務大臣 信用されていないという発言をした、その文書がございまして、いわゆる埋蔵電力、特に自家発電の電力についてのデータの提示でございます。

もちろん、私もデータについては提示をして、このデータではまだ不十分だということでございますから、数次にわたってそれを提示しているわけでございます。

私が申し上げました一番の理由というのは、何項目か、かなり細かい点についてそうした指示があったわけでございますが、冒頭に、経産大臣はすべてのデータを公開すべしと、あるいは開示すべきでしたか、ちょっと今手元にございせんが、まずそういうのが最初にありましたから、これは、持っているデータについては、もちろんまだ精査中で発表できない段階のものもあります。それが一定の精査を経て、そして発表できる段階になればこれまでもやっておりまして、そういった、とにかく開示すべしということを、特に経産大臣という書き方がありましたので、こういう表現というのは、私は総理の部下でありまして、やはり部下に対してはまず信頼を置いて、その上でどういうところが不足であるかという

ことを言うべきではないだろうかというふうに思いましたので、そういう発言をしたわけでござ

います。

○赤澤委員 委員長にもお願いしたいんですが、ぜひ大臣、私が聞いたことに答えてください。私は、総理と閣僚の間に信頼関係がなくても、国民の、あるいは被災地、被災者のためによい政治ができるんですかということを聞いたんです。今の、それはお答えになっていないですね。

総理に対して、総理の私見であるならば、それは内閣の統一見解でないならば、鴻毛より軽いということをお答えは言われました。私も、総理に対してあなたが信頼感を余り持っていないように見えるわけですよ。総理からは、私は信じられないという発言もあった。そういう内閣が今の日本の政権の座にあるということを、これは国民が不安に感じないわけがないでしょう。

一言で申し上げれば、ちゃんとお答えいただけなかったけれども、私は、総理と閣僚の間に信頼関係がなければ、国民のために、特に被災地や被災者のために最良の政治なんかとてもできないと思いますよ。だからあなたはやめると言ったんじゃないんですか、こんな総理のもとでやっていけない。あなたも総理を信頼できないし、あなたのことを総理が信頼していないこともわかった。これでは国民が期待するような政治はできない。こういうことじゃないんですか。

そこで、海江田大臣に伺いたいのは、海江田大臣、一体いつおやめになるんですか。

○海江田国務大臣 赤澤委員に申し上げますが、今私は、委員からお話が、さつき質問がありまして、その質問の中身はおおよそ二つあったらうと理解をしましたから、第一段のことについてお話をいたしましたときに委員が手を挙げられて、そして委員長長の御指示がありましたから私は戻ったわけでございまして、その二番目の答えも、別にそれを拒もうなどとは全く思っておりません。

そして、今お話のありました信頼が置けないというのは、大変残念なことでありまして、ですから、まず私は信頼を得られるような努力をいたし

ますけれども、ただ、一度、私はやめるといいう方はしております、責任をとるといいう言い方でございますが、しておりますので、いずれ、本当に、今どうしてもやらなければいけない課題がありますから、それについては誠心誠意務めさせていただきます。その後でそれこそ責任をとりたいと思っておりますが、その責任をいつのかというお尋ねでございますが、それは、申しわけございせんが、私に決めさせていただきますと思っております。

○赤澤委員 最初に辞意を表明されたときは、海江田大臣に対する同情の声も相当数あった、私はそのように認識しています。でも、今、どんどん減っていますよ。なぜかという、いつまでもやめないから、往生際が悪いというだけじゃなくて、菅総理と一緒に始められているんですよ。私はやめるとは一言も言っていないと言を左右にして、そっくりですよ。菅総理と一緒にどう目で見られ始めているということですよ。

最初に辞意を表明された予算委員会が終わった直後に辞表をたたきつけておられたら、これは大変潔かったと思います。信頼できない総理のもとで、信頼してもらえないあなたが、一体何がしたくて閣内に残っておられるんですか。あなたの実現したい政治とか離れたことしかできないんだったら、何で閣僚のいすにしがみつくんんですか。

○海江田国務大臣 これは赤澤委員御理解をいただけたと思うんですが、この法律は三月十一日に閣議決定をしまして、そして御承知のような事情がありましたから審議が今日に至っておりますけれども、やはりそこはしっかりとけじめをつけませんといけないと私は思っております。もちろん、どういう目で見られてもそれは結構でございますので、ただ、私は責任だけは果たそうと思っております。

○赤澤委員 それは国民が決して受け入れられない発言だと思いませんか。要は、次々課題を挙げ、そうでしょう、要するに、課題が三つできた

から私はやめますと。責任をとるという話をされたのに、現にとつていないわけですよ。

報道によれば、十五日の会見で、九州電力の真部社長に対しては、やらせ問題が生じた、トップが責任をとるのは当たり前と辞任を要求した。西山審議官はプライベートな問題で事実上更迭した。だけれども、あなたはやめないんです。その姿を見ていると、私から見ると、柳田大臣はやめられる、松本復興担当大臣はやめられる、だけれども、菅総理はやめると言ったけれどもやめない。やめると言った人がやめないで閣内に残っているというのは、本当に国民の信頼を損ねていると思うんですよ。どう思われますか。

○海江田国務大臣 それはいろいろな考え方があろうかと思いますが。

魯迅の詩でこういう詩があります。千夫の指にあらがうですかね、そして、こうべを伏して、甘んじて孺子の牛とならんという言葉があります。ですから、これはやはり、批判は結構です。いかようにもそれは受けます。至らぬ点は直します。しかし、今、きょうここで私がわかりましたといつて、委員の意見をそのまま聞いて席を立つわけにはまいませんので、責任を果たします。

○赤澤委員 私は、民主党幹部のやめない症候群と名づけているんですよ。やめると一たび表明しながらなかなかやめない菅総理やあなたただでなくて、選挙を勝利に導くことが仕事の幹事長でありながら、ほぼすべての選挙に負け続けても決して幹事長をやめようとしないう岡田幹事長。その方が、やめると言ったけれどもやはりやめざるを得ないと言った鳩山さんと一緒になって、菅総理やめると言い続けている。これは本当に世界の歴史の中でも最大級の悲喜劇だと私は思っています。(発言する者あり)

法案の話が大事だからその質問をしるという人がいるけれども、私は、一国の閣僚が、総理が、やめると言ったけれどもやめないで国民の信頼を失っている、閣内の信頼関係がなくていい仕事ができない、このことの方がよっぽど重大だと思う

から聞いているんですよ。そのことはよく理解した上でお答えをいただきたいと思ひます。本当に、国民にとつては、あるいは被災地や被災者の皆様にとつてはたまたまのものではありません。

私は、海江田大臣が一日も早くやめられる方が、潔いという評価を得られるというふうに思っています。逆に、政治家の処進退、一日おくれればおくれるほど政治家としての価値を落とす。さらに、こちらの方がもっと問題だけれども、政治全体の信頼を落としてしまふ。民主党は、幹部になればなるほどやめないんですよ。潔さがないんです。

私は、日本人としては、切腹物だという言い方がいかにどうかかわかりませんが、とにかく、何か問題を起こしてやめるのは、どちらかといえれば若い議員、当選回数のない議員ばかり。上の方の人はみんなやめないです。そのことで、本当に国民から見ると信頼を失っていると思ひます。そのことの問題を理解されていますか。

○海江田国務大臣 そのことの意味を理解していますかということです、私は理解をしております。

それから、本当にその意味では、それができるものならばそれもいいかなと思ひておりますけれども、もうしばらくこらえてください。お願いいたします。(発言する者あり)もちろん、だからやることをやるために、こらえてください、お願いいたします。頼みます。

○赤澤委員 私は、国民のために、こらえられないです。

というのは、言い方をかえますよ。法案をつくった後で実施をする、あなたはその大臣じゃないんですよ。二法案ができたらやめると、そのことをあなた、言ったんでしょ、二十三日のTBSで。いいですか、二法案をつくったらやめるといふ大臣のものでその法案をつくるというのは、私は本当に意味がないと思ひております。そ

の執行をするときに、あなた、いないじゃないですか。自分が執行に責任を持たない法案をつくる、それは私はひとりよがりだに聞こえるんです。一つ伺いますけれども、では、二法案が成立しない限りずっと大臣を続けられるんですか。菅総理とそっくりだと思ひます。

○海江田国務大臣 ですから、出処進退は自分で決めておきたいと思ひます。何を何度も申し上げておりますよ。

○赤澤委員 いつまでにやめるかを言つてほしいんです。

今国民は、これができたらやめますと政治家の言い方に本当に飽き飽きしているんですよ。あなたが上司だと言つた総理が、まさに条件を出して、それができるまではやめないと云うから、そのことで国民はみんな迷惑をこうむっているんです。同じ手法を海江田大臣がとられることはないでしょう。法案が成立したらじゃなくて、少なくともいつまでにはやめますとちゃんと云つてくだされいよ。国民はそういう声を持っていますよ。それでなきゃ信頼できない。よろしく願ひします。

○田中委員長 赤澤君に申し上げます。今、法案審議をしておりますから、できるだけ法案の質疑をやつてください。これは私からお願ひしておきます。

○海江田国務大臣 何度もお答えをしておりますが、自分で決めさせていただきます。

○赤澤委員 信頼関係があれば、海江田大臣が国民がなるほどという時期に決めるだろうということを信頼できるわけでありますけれども、今そういう状況でなくなつてきていることはきちっと自覚をしていただきたいと思ひます。

政治家に限りませんけれども、人間だれでも、自分の出処進退を口にしたら、やめると言つたらやめなければ価値を落とすんですよ。我々日本人にとつては、潔くないと世間様に言われるのは本当にこれは恥すべきことだ、繰り返してそれは申し上げておきます。そう言われ始めていますよ、海

江田大臣本人が。大臣のためにも私はそこはきちつとしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思ひます。

大臣に、目も合わせられないという状態でありますけれども、もう一度聞きます。いつやめるかということとは明言されないんですか。大臣の価値を本当に落としていますよ。よろしく願ひします。

○海江田国務大臣 私は、自分の価値はどうでもいいですよ、本当に。申しわけない、ちよつと言葉が。私は、いいです、自分の価値は。

○赤澤委員 私は、聞けば聞くほど潔くないという感想を持します。

恐らく、この質疑を見ておられる国民も、同じ気持ちを持つている方がおられると思ひます。民主党政権が一日も早くリセットされて、真に国家国民のためになる政治が再出発することを切望します。

大臣が今本當にたつたのは私理解しますけれども、しかしながら、そういう精神状態で閣僚を務められて、この国の将来が本當に安心できるかということは、国民は心配しているんですよ、この国が本當にどうなるんだと。そういう身に自分を置かないように、きちつとやつていただきたい、私はそう思ひます。

その上で……(発言する者あり)注意の問題じゃないでしょう。質問を続けさせていただきます。法案について……(発言する者あり)

○田中委員長 静粛にしてください。

○赤澤委員 何のための委員会だつて、国民のために政府をただす委員会ですよ。(発言する者あり)違いますよ。内閣がきちつと機能するかどうかをチェックしているんですよ。自分の進退問題で本當にそこまで追い込まれる精神状態がいい仕事ができるのかと、私はきょうはこれでやめまされども、よく考えておいてください。近々、進退を明らかにされなきゃ仕事にならないし、内閣として機能しない、私はそのことをはっきり申し上げておきます。



その上で、法案についても聞きたいことがあるので、御質問をいたします。大臣、ちゃんと立て直して答えてくださいよ。

この法案については、エネルギーに詳しい先生方がいろいろな論点で議論をされています。私は、ちよつと違う観点から聞きたいんです。

それは何かといえば、実は、このエネルギー政策、国のレベルで非常に深い議論がされていると私は思っています。ただ、私の地元に戻ると、本当にエネルギー政策の見直しということが議論になっているのであれば、夢を語る方が非常に多いわけです。それは何かといえば、中山間地域あるいは過疎地域、農山漁村、こういったところがエネルギーについて自給をして、今よりも採算性のいい農林業を営む、そういうようなことができるんじゃないか、こういう声であります。

土地改良区の方のところにに行けば、土地改良のところであつた小水力発電は、容量はある、能力はあるのに、農業以外の目的で使うことは認められない、売電もできない、その規制を取っ払ってもらえば、もっと維持管理費も出せるし、採算性のいい農業ができるんだけど、こういう声があります。

あるいは中山間地域、さらにいけば、冬の間、農業ができずに非常に生活が苦しいけれども、バイオマスや小水力発電についていい支援をしてもらえば、冬の間に、灯油をがんとくような金のかかることをしないでも、ハウスでミニトマト等がつくれて、通年栽培ができる、こういう夢を語る人は多いんです。

私が気になるのは、経産省が二重ローンの問題をやってたとき、大臣がつくられた法案は、経産省所管の支援機構にその仕事をさせる、したがって、中小企業者は対象になるけれども農林漁業者は対象にならないというのが当初の案でした。我々の提言を入れて、そこは変えていただいたようでありましたけれども、今回、同じことが起きないかと心配するんですよ。目的のところに、過疎地域や中山間地域、農山漁村の活性化なんて

ことは書いていないように私は思うんです。そういった方たちの活性化、夢をきちつと実現するという思いを大臣はお持ちですか。

○中山大臣政務官 やつとエネルギーの問題が来ましてので、お答えを申し上げたいと思います。この間、鳥取県の平井知事がお見えになりました。今みたいなお話をしています。夢のある政治をしましょう、エコな県をつくりましょう、こういうことで、中小の小川やそういうところから電気はできないものか、こういうお話もありました。はつきり言つて、私、できますと申し上げました。そして、必ず中小の水力を生かしている、こういうお話もさせていただきました。なので、自治体も一緒に、それから環境省も一緒に、経済産業大臣が話をして、そういうものを生かしてやっていくこと。バイオマスも同じでございます。

環境省や農水省とも話をして、必ず、今委員の言われたとおり、夢のあるエネルギーというものを身の回りからつくっていく、この努力をしつかりやっていきます。

○赤澤委員 果たしておっしゃっているとおりになっているかどうか問題なんです。

小水力について言えば、発電コストの試算比較というものがありません。大規模でやっておられれば、というのは、今、中小水力発電ということでも三万キロワット以下ということなんです。三万キロワットというのは相当でかいんですから、そういう人たちであれば、キロワットアワー当たり十円で発電できる。だけれども、規模が小さくなればなるほど、その夢を一生懸命語っている人たちは、三十六円とかそういうコストでやっているんですよ。

バイオマスも同じです。水力そしてバイオマス、その燃料があるのが中山間地域、水源の里であり、農山漁村なんです。バイオマスについて言えば、規模の小さいものは十二円でやっているけれども、規模が小さくなれば四十一円。今、買い取り価格というのは、大体議論されて

いるのが二十円でしょう。ほとんどの夢を語っている人たちは、それでは採算がとれないんですよ。

だから、そのことについて、二十円で足らぬという認識をお持ちかということをもう聞きたいと思ひます。

○中山大臣政務官 買い取り価格を無限に上げれば、それはインセンティブになります。だけれども、それではだれが電気を払うんです。どうか、やはりこれは、電気料で払うか税金で払うかありまへん。そうならば、適正な価格を我々は考えないといけない。

私は、先ほど言いましたように、知事さんともお会いしました。やはり地域の皆さんも、こういうものを活用して発電をしたいというお気持ち、たくさんあるのもわかりました。

ですから、私たちは、適正な価格で、そういう客観的な資料に基づいてやっていくことをお約束申し上げます。

○赤澤委員 大変、民主党の副大臣らしいお答えだったと思うんです。皆さんの夢を必ず実現します、何か選挙の前によく聞いた言葉ですよ。それが実際にできるかといつたら、いや、電気が高くなり過ぎるからできません、それが結論なんです。大層なことを言うけれども、実際、法律をやつてみたら、まさに私に夢を語つた、小水力の、小規模のバイオマスの人たちは採算がとれない価格でしかできない、電気が上がり過ぎるから、そうお答えになっただけじゃないですか。

だから、私は一つ具体的な提案をいたします。法案の中に、この買い取り価格、調達価格等を定めようとするときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聞かなければならぬと書いてあります。それに加えて、調達価格を決めるときに、経産大臣は、あらかじめ、農水大臣、国土交通大臣、環境大臣に協議しなければならぬというのを入れてください。そうしたら、夢を語っている人たちの思いが届くんですよ。経産省だけで決めちゃだめですよ。それについていかがですか。

○海江田国務大臣 赤澤委員、先ほどお話をしました二重ローンのときも、国会の審議を通じて、そして国会の皆様方の知恵でいいものができたと思っておりますので、どうぞ本当に、ぜひ国会の中で御協議いただきたいと思ひます。

○赤澤委員 具体的に私は伺っているんです。調達価格を決めるときに、今本当に私に夢を語つたような中山間地域や過疎地域や農山漁村の方たちの声が届くとすれば農林水産大臣とか、それから水利権の問題を解決したいという話であれば国土交通大臣とか、さらに環境大臣、この方たちが協議に加わつていけば、そういう声が届くんですよ。経産大臣が、まさに今副大臣がおっしゃつたように、電力料金の話だけで考えて、上がつたから、高くなり過ぎるといふかぬから、それだけで考えてやられたら、私が申し上げている夢は実現しないと言っているんです。

具体的に、調達価格を決めるときに経産大臣がそれらの三大臣に協議をするという規定を入れてください。それは賛成なんです。反対なんです。お答えください。

○海江田国務大臣 当然のことながら、内閣の中でしっかりと意見は聞くことになるうかと思ひます。

○赤澤委員 意見は聞く、法律に意見を聞くと書いてあれば、その意見はかなり尊重されるんですけど、大臣は、その意見を聞いた場合、私はそういう規定をぜひ入れていただきたいと思ひますけれども、大臣としては、御自身のお考えはどうなんでしょうか。そこを聞かせてください。

○海江田国務大臣 この価格の問題は、本当に、今、エネルギー源ごとにそれぞれ経費が違つていふのは現実でございますから、その意味では、エネルギー源ごとに買い取りの価格を変えるべきではないだろうかという意見もありました。しかし、それについては、私どもが政府の案の中でお示しをしたように、エネルギー源ごとに買い取り価格を変えるということとはやらないと

今、私の考え方もいうことでございますから、これが十年、二十年で本当にゼロにできるかどうか、私は、それはなかなか難しいのではないだろうかというふうに思っております。

我が国の原子力の技術というのは、もちろん、現在、ああいう事故が起きたわけでございますから、その技術に対するいわゆる安全神話などとい

うものほもうなくさなければいけないわけがございます。しかし、非核保有国として、非核保有国でありながら原子力の技術をここまで高めてきたということは、やはりこれは、世界の国々、核保有国の道を歩まないけれども、エネルギー不足に対応するために原子力に頼っていいこうという国々もたくさんありまして、そういう国々の期待もあるわけでございますから、そういう国々にもしっかりと、もちろん、従来の安全技術だけではいけません、今回の事故を経過した新たな安全基準に

よる技術でなければいけないということは言うまでもありませんが、そういうもので世界に貢献をしていくという道もあるのではないだろうかというふうに思っております。

○中谷委員　非常に悠長な考えですが、この法案すらも基本計画に基づいて出されておりますし、

これを審議する上においては、やはりしっかりと基本計画で、原発はどれくらい、再生エネルギー

ギーはどれくらい、火力はどれくらいという中で考えていかなければなりません。

そういう見地で、原子力発電所は我が国の産業経済に非常に重要であります、その安全について一点確認したいんです。

六月の二十九日に、海江田大臣は佐賀県の玄海に行かれました、岸本町長に、この目で現場も確認してきましたとその安全性を強調して、知事に

対しても、緊急対策をとっています、安全は確保できる、再開については国が責任を持ちますと述べてました。そういう状況なら、早く稼働しないと、エネルギーの供給が詰まってしまつてこの計

画どころではございません。

これは安全で、すぐに稼働できる状態だと言い切れますか。

○海江田国務大臣 ちよっと今、正確な日付は覚えておりませんが、その後、帰りまして、菅総理とお話をしまして、菅総理と私だけじゃありませんで、枝野官房長官、それから細野原子力事故担当の大臣、こうした人々を入れまして、そして、さらなる安全のために、ヨーロッパで採用しておりますストレステストを参考に、これはそのものではありませんが、それを参考にした新たな安全評価というものをまざるうということとでございますから、それはまずやってから動かす。そして、やってから、再度の安全宣言ということになろうかと思えます。

○中谷委員 これは大事なことです。大臣として一度決断したことは、もう変えてはならないんですよ、政治家の場合は。

安全だと相当信念を持って言われたわけでありますので、私は、今までのチェックリストで安全を確認したわけですから、大臣は間違っていないかと思えます。総理の方が間違っていたかと思えます。事前に大臣に許可を出して説得をさせた総理が、後から違うことを言い出して、まさに大臣は立つ瀬がなくなっているんじゃないでしょうか。

そこで、大臣のお好きな中国の故事を調べますと、孟子の晩年の教えに、正をもつてこたうという言葉があります。これはまさに大臣のあり方について書かれておりまして、あるとき、齊の宣王が孟子に、大臣のあり方を尋ねた。孟子は、大臣には、同族の大臣と同族でない大臣がおりまうと言いました。王は、同族の大臣はどうするんだと聞きますと、孟子は、同族の大臣は、君主に重大な過失があればいさめます、たびたびいさめても聞き入れられないときは、君主を取りかえまうと答えました。驚いた王は、それじゃ、同族でない大臣はどうするのだと聞きました。孟子は言いました。同族でない大臣は、君主に過失があればいさめ、たびたびいさめても聞き入れられない

ば、その国を去りますと言いました。

海江田大臣は、この孟子の言葉をどう聞かれますか。どちらの大臣だというふうに思いますか。

○海江田国務大臣 私は、恐らく後者だろうと思えます。

○中谷委員 ですから、総理は間違っているわけですね。総理が間違っていると私も思いますし、大臣も思っておられるわけで、辞任をするということとでございます。

やはり、大臣というのは、総理に仕えているのではなくて、国家に仕えている。そして、エネルギー政策の責任者である大臣が安全だと言えば、国の決定であって、それをとやかく言う方が間違っておりますので、ぜひ大臣は信念を持って、この佐賀の玄海原発の安全性については国が保証すると地元と約束をして、一刻も早く稼働するようにならうと、国のエネルギー政策の根底が狂ってしまおうと思えますので、この点、ぜひお願いを申し上げます。

続きまして、太陽光発電、そして木質バイオマス発電について伺います。

総理は、太陽光パネルを一千万戸の家屋に設置すると言いましたが、これは一体、事前に大臣も了解したお話で、いつまでにやれるかどうか、内閣、政府・与党としてのコンセンサスが得られた発言でございますか。

○海江田国務大臣 これも誤解があるといけません。総理がサミットに出かけられるということと、私も入りました、エネルギー政策についていろいろなお話をさせていただきましました。

その中で、総理がお話しになったこれからのエネルギー政策、先ほども一部お話をしましたけれども、原子力の割合は減らしていきます、それから再生可能エネルギーはふやしていきます、それからもう一つは、省エネということをしっかりと定着させなければいけません。これは後ろ向きな節電ではありませんで、前向きの省エネということとはしっかりと異なればいけません。それから、当面は火力発電などの化石燃料に

頼らなければいけません。その際でもやはり効率化と申しますか、CO<sub>2</sub>の排出をできるだけ減らさなければいけません。こういうことは総理とお話をしまして、十分すり合わせのあったところとでございます。

一千万戸ということにつきましては、これはまさに、その一千万戸という数字は聞いておりましたもので、総理がフランスに行かれていて、そして記者の方々に、経産省の入り口のところ、私はそのときは執務を終えて出てまいりましたので出口でございますが、そのところで記者の方々の取材を受けました。いわゆる下がりでございます。

その中のやりとりがあつて、その中で、一千万戸という数字は聞いていたんですかという短い質問がありましたので、それについては、私はその一千万戸という数字は聞いていないということをお答えしたわけでありまして、それが少しひとり歩きをして、すべて話を聞いていなかったのではないだろうかというふうに受け取られておりますが、そのときのやりとりというのは、正確に今、お許しをいただいて、お話をさせていただいておりますが、そういう内容のものであったと記憶をしております。

○中谷委員 全く財務的に積み上げていない、いかに数字があつたということですが、もう一点聞きます。

総理は、パリの国際会議で、二〇二〇年代のできるだけ早い時期に自然エネルギーを二〇％にしたいと言いましたが、現在の政府目標が一三・五％です。到底、二〇％など及びもつかない、むしろ二〇三〇年に二〇％としております。

大臣に確認させていただきませんが、二〇年代の早い時期に二〇％ということをおも思っているのか、それとも、とんでもない数字で、そんなことではないということを確認させていただきま

す。

○海江田国務大臣 これは、二〇二〇年代の早い時期ということですから、普通、常識で考えます

と二二年、二三年かなというふうに思っております。

ただ、今私どもが準備しております法律というのは、想定をしておりますのは二〇二〇年です。代ではございません。二〇二〇年で一三・五％ですか、そういう数字を想定しておりますから、そういう数字で今、買い取り価格などもスタートをさせていただいて、その中で、買い取り価格を今後どうするかということ、そういうこともやりながら、そうした目標に向けて努力をしなければいけないと思っております。

ただ、あともう一言つけ加えますと、そうした何年に何％にするということは、まさにエネルギー基本計画においてしっかりと定めていきたいと思えます。

○中谷委員 震災後も、こういった状況で、こういった数字をどんどん言うこと自体、国際的にも不識識でもあるし、内閣不一致も甚だしと思えますが、経産大臣も、もう少ししっかりと総理に言うべきことは言っていたのだと注文させていただきます。

そこで、もう一点、木質バイオマスのエネルギーについてですが、この法律は、買い取りの価格そして期間、対象施設については経産大臣が定めることになっておりますが、法律では、大臣の認定を受けた施設が買い取りの対象とされるということが書かれているのみで、具体的にどのような施設が対象となるのか明らかになっておりません。

そこで、伺いたいことは、その際に、新設をされた施設ともう既にバイオマス発電を行っているような施設の買い取りに差をつけるかどうかということとでございますが、この点、どういう施設を対象とするのでしょうか。

○海江田国務大臣 今の質問にお答えをする前に、先ほど私、一三・五と言いましたけれども、一三・五が正確な数字ですから、訂正をしておきます。

それから、既設と新設の問題でございますが、

ややもすると既設の方々が不利益をこうむるのではないだろうかという意見があるのは私も承っておりますので、その意味では、既設のバイオマスの発電事業者の方々が、今回の法律改正によって不利益をこうむらないように、激変緩和措置と申しますか、経過措置と申しますか、そういうものを講ずるつもりでございます。

○中谷委員 既設の方も、経営者ですからいろいろと数字をはじいておりますけれども、それでは、政府は、バイオマスの買い取り価格を一体幾らに想定しようとしておられるんでしょうか。

○海江田国務大臣 先ほどもお答えをいたしました。それぞれのエネルギー源によって発電のコストが違ふというところは理解をしておりますが、今回は、全国一律ということでございますので、一キロワット当たり〇・五円ということを、今、そこを上限にということで考えております。

○中谷委員 〇・五円というのは。

○海江田国務大臣 買い取りの方ですね、サーチャージではなしに。これは、二十円ということでございます。

○中谷委員 そこで、今やっている方がその二十円で計算をいたしました。それによりまして、これは、二十年間続けますと、全くこういったものが適用されないときは四・四円、今の制度が残ったときは九・四円、そして全量売電できた二十円ということですから、この試算では二十キロワット・パー・時のバイオマスの発電の場合、二十年間で十九億円の差が出てしまう。

つまり、今まで二生懸命、先駆的に、地域の発展とか環境に協力して、自己投資をして、そんなに補助がないのにやってきた人と、これからやってくる人たちがこんなに差があるのなら、本当に公平で対等な制度なのか。まして、ヨーロッパでは非常にこの買い取り制度が充実しています、諸外国に対する国際競争力も大丈夫なのかどうか。そして、正常な企業活動が、本当に競争が公平に行われるかどうかという点については、やは

りこの適用も一律に、既設の人でも新設の人でも、再生エネルギーの価値が同等ならば、差別は設けずに公平に買い取りの対象として評価すべきではないかと思いますが、この点、大臣、どうお考えでしょうか。

○海江田国務大臣 これは、今、国際競争力というお話がございましたけれども、私も聞いております事業者などからのお話あるいは各種のデータでは、今お話をした二十円という金額は、国際競争力を有するというような認識を持っております。

○中谷委員 ですから、現在の制度を利用した、RPSでやっている人でも九・四円なんです。二十円に対して九・四円しかありません。

したがって、この法律によって公正な競争原理が阻害されるんじゃないか。今まで公的助成もな自助努力をしている人と、これから買い取りを対象としているいろいろな企業がやってきますけれども、こういった者に対して、今やっている人たちが立ち行かなくなれば、今のバイオ発電所の稼働率も低下してしまいます。地域にも混乱を与えてしまいます。

したがって、価格決定においても、経済産業省の策定に当たっては新旧の区別をつけないように配慮すべきだと思いますが、もう一度、大臣の御答弁をお願いします。

○海江田国務大臣 RPS法については、特に昨日詳しくその評価というものを話をしまして、私はそれなりの評価というものができようかと思っております。

そうしたRPS法の中で、それこそ本当に貢献をされてきた既存の認定の設備については、多くの補助金も受けながらそうした事業を行って、しかも、やはり事業をやるからには一定の採算性というのを見越してやってきているわけでございますから、こうした設備を従来どおりの制度の中で活用していいというのが基本的な考え方でありま。

○中谷委員 全く答えていないですね。

今までもこれは非常にいい制度として、農林省等の主管でもやってきたけれども、いきなり経産大臣が全部決めてしまうということでありまして、やはりこういったことは経済産業省だけで決めることは問題で、少なくとも事業官庁とは共管で運用すべきではないか。仮に法案も、主務大臣として、所管大臣その他政令で定める大臣と修正が行われましたけれども、この点、やはり地域政策というものもあります、それから、価格においても、先ほど言いましたようにRPSでは九・四円です。二十円の半額です。これで本当に対等と言えるんでしょうか。

もう一点伺いますが、不備なところとしては、林業から民間の発電所へ持ち込んだときは、発電した買い取りができます。しかし、電力会社の発電所に持ち込んだときは買い取りが認められなくなつて、これも不平等になっていますが、電力会社の発電所に林業者が持ち込んだ場合に、この買い取りの件で、公平にしたいんだための配慮、対策等がありましたら伺いたいですけれども。

○海江田国務大臣 バイオマスの、電気事業者の場合ですね、これは。(中谷委員「はい」と呼ぶ) 電気事業者に関しては、一昨年、エネルギー供給構造高度化法が成立をしましたので、そこで、再生可能エネルギーを含む非化石エネルギーの利用について電気事業者に対して義務を課しておりますので、その意味では買い取りが行われるものだろうと思っております。

○中谷委員 ですから、そういった電力会社にもそれを十分踏まえた料金設定をして、既存の人と新規の人と差を設けることがないように運用をしていただきたい。

そしてもう一点、バイオ発電について、新規にペレットを既存の石炭火力施設でまぜて焼くことも多いんですけれども、単に発電施設が新設か既設かというところで判断するところも問題ではないかと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○海江田国務大臣 これはいろいろな考え方があろうかと思ひます。その意味では、新設と既設を分けた方がいいという意見もございまして、先ほどお答えをいたしましたように、今回は既設の方々の既得権と申しますか、これは主に、事業計画をしていく上で、計画を数年にわたって立てているわけですから、そうしたいいわゆる既得権と申しますか、そういうものもございまして、それを確保するというこの方に重点を置きまして、新設と既設を分けたわけでございます。

○中谷委員 まだまだ指摘するところがあるんですが、時間が参りました。

申し上げたいことは、太陽光とバイオマスの間でも格差があります。バイオマスの場合は、特に山奥、日本の中山間、もう後継者もない、人口も過疎が続いている、そういう方々、林業を通じて何とか地域を興したいという方々をバックにした条件がありますので、ぜひこのバイオマス発電におきましては、ただ単にエネルギーだけではなくて、地産地消も含めた、地方政策等も含めた政策づくりというのが必要になってくると思ひます。

そういう意味では、経済産業省だけではなくて、農林水産省、林野庁、こういったものも関係省庁でありますので、もう少し中身については、よく省庁間で話し合いをして、大臣同士でも話し合いをして、これで立派に運用できるなどというふうな中身が明らかになるように、これから努めていただきますようお願いを申し上げます。

最後に、大臣に対しては、まさに国家のために、正しいことを正し、日本の将来のエネルギーにかかわることでありまして、大臣としての信念を通して、安心できるような大きな仕事をやっていただくことを御祈念いたしまして、質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○田中委員長 以上で中谷元君の質疑は終了いたしました。

次に、白石洋一君。

○白石委員 民主党の白石洋一でございます。  
今回、重要法案の質問に立たせていただきましたし、関係者の方に感謝いたします。

私は、法案の趣旨を支持する者であります、さらに理解を深めるための質問を十項目準備いたしましたので、よろしく願います。

質問を細かく分けていきます。

まず第一でありますけれども、今、この固定価格買い取り制度というのは、義務的にサーチャージをしていくというものであります。今、十社、地域独占を認められている電力会社があり、その体制との関係でありますけれども、サーチャージというのは、この地域独占を前提としているのでしょうか、お願いいたします。

○海江田国務大臣 必ずしも地域独占を前提としておりません。必ずしもはなくてもいいです。地域独占を前提としておりません。

○白石委員 ありがとうございます。

それであるならば、将来、送電分離をした場合、これは地域独占でなくなるということなんですけれども、その場合でも、この法律が、可決して施行されて、そのまま使われるということになるのでしょうか。

○海江田国務大臣 送電分離の話はこれからしっかりと議論をしていけばいい話であります、ただ、委員お尋ねのように、仮に送電分離をした場合でも、小売の事業者、この人たちがみずからの需要家からサーチャージを徴収して、そして、これは負担調整機関のような調整メカニズムといえますけれども、それは全体につけることができますので、そういうメカニズムを通して、買い取りを行った事業者の買い取り費用に充てることになれば、制度としてこのサーチャージの制度は十分成り立つ、こう考えております。

○白石委員 ということは、小売ということですから、送電電の送電部門がサーチャージしていくということになるわけでありませう。  
では、そこまで来るのであれば、国費負担、つまり国民の税金で負担するという考え方もあろう

かと思えますけれども、その点について、大臣、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○海江田国務大臣 今、委員は、国民の負担、税金という形で話がございましたけれども、サーチャージというのは、電気料金という形で、同じ国民の負担でございます。

ただ、やはりこの制度というのは、税金、一般財源にしてそこから歳出をするということよりも、電気料金に追加的にお願いをするということとやりました方が、一昨日の委員会でもお話をさせていただきましてけれども、この買い取りの法律というのは、何か、国民の負担がなくて、この法律ができるのと再生可能な自然エネルギーが飛躍的にふえるという考え方も、むしろ、少し苦い薬を飲むことになるのではないだろうか、苦い薬を飲むけれども、この制度を導入することによって、エネルギー安全保障の面でもCO<sub>2</sub>の排出の面でも、そうした新しい再生可能エネルギーのシェアがふえていくんだから、こはぜひ負担をお願いするということをはっきり申し上げたいということをお話を私に言いました。

その意味でいうと、直接電気料金に上乗せをした方が、負担感が、自分がこの制度を導入することによって幾ら負担がふえたかということがわかりますから、それからまた、それは同時に負担をなるべく下げるような努力にもつながっていくと思えますので、そういう意味で、サーチャージ、料金の方に上乗せをするという方式を私は選んだわけでございます。

○白石委員 わかりました。  
二つ目に参ります。

独立系の発電会社、この法律では特定電気事業者というふうにならなければならないけれども、共同電力とか、あるいは商社系の小売をしている電力会社もあると思うんですけれども、この供給先の工場とかで再生可能エネルギーの買い取り義務、つまりインディペンデントな発電会社も買い取り義務があるんでしょうか。

○安井政府参考人 お答え申し上げます。

この法律の中では、一般電気事業者と、先ほどお話ございました特定電気事業者、及び特定規模電気事業者、この三種の者に買い取りの義務が生じることになってございますので、今お話のございました共同電力のような場合は、その共同電力に対して顧客が電気を買ってくれという契約締結を求めれば、その契約を締結する義務がその特定電気事業者に発生する、こういうことでございます。

○白石委員 そうであるならば、共同電力さんのお客さんというのは地域の電力会社からも電気を供給してもらっていると思うんですね。もうちょっと具体的に言えば、私の地域でいえば、共同電力さんが工場に供給しているんですけれども、その工場は、また別途、名前はあれですけども、四電さんとか中電さんとかからも電気をもっている。その工場の屋根に太陽光パネルをつけました、どちらに買ってもらおうというふうに考えればいいんでしょうか。

○安井政府参考人 まさに、この需要家の方が、御自分が設備などの関係でつなぎやすい電気事業者の方に契約締結を求めていただければ、その契約の締結を求めていただいた方が契約義務を負うというたてつけになってございます。

今おっしゃったようなパターンの場合は、通常は共同電力さんが大体主な供給者になっていらっしゃるの、そちらでも構わないんですけれども、接続線さえ用意していただければ、一般電気事業者、四国の場合は四国電力さんに締結を求めていただければ、そちらに買い取りの義務が発生をする、こういうことでございます。

○白石委員 ということであれば、再生可能なエネルギー、太陽光パネルをつけたお客さんの選択で、あなたが買い取ってくださいますか、買い取り義務によって買い取ってもらうことができるということですね。確認です。

○安井政府参考人 接続のための線さえ用意していただければ、そのようなことに相なります。

○白石委員 わかりました。

三つ目に参りたいと思います。  
では、独立系の共同電力とか小売をやっている電力会社が再生可能エネルギーを発電した場合、共同電力さんが自分で新たに太陽光パネルとか水力発電所を開発した場合、あるいは、今も持っているんです、五千キロワット以下のものもあるんです、こういったものは、さっきのパターンでいえば、電力会社さん、四電さんに買ってもらえることができるんでしょうか。確認です。

○安井政府参考人 今おっしゃっているのは、例えば、ある特定電気事業者さんが、四国の場合でいえば、四国電力さんの管内のどこかに太陽光の発電施設をおつくりになった、そうすると、先ほど申し上げたように、そこから接続線を引っ張っていただければ、四国電力に販売していただくということは可能でございます。

○白石委員 それでは、もう少し展開して、例えば、事例で挙げますと、瀬戸内海に潮流発電所を四電さんがつくりました、でも、場所柄、これは中電さんに買ってもらおうと。つまり、既存の、今の十社のうち一社がほかの電力会社さんに再生可能エネルギーを買ってもらおう、これでもできるんでしょうか。

○安井政府参考人 今おっしゃいましたように、例えば四国電力が、中国電力の管内と申ししましうか、潮流発電ですからあれですけども、そこで発電をなさって、中国電力の方に接続をして、買い取り義務の請求をする、契約の締結を求めるということは可能でございます、その場合には中国電力側に契約締結の義務が生じるという構成になってございます。

○白石委員 わかりました。  
次に、四番目の地域性について質問をさせていただきます。

この再生可能エネルギーというのは、地方、いわゆる田舎の方が場所があるので普及するわけですね。他方、都会、例えば東京とかは場所がないからなかなかこれは難しいと思います。  
でも、この再生可能エネルギーというのは、非

常に公益に資する、身体にもより安全である、それからエネルギー安全保障とか温暖化対策であるとか、こういう公益に資するものである。なのに、サーチャージは、普通でやれば地方の方が高くなる、それを全国でならしても、同じですか。考え方として、例えば排出権取引ということがあります。これは、よりたくさん排出をした人が排出権を買ってオフセットしていくということです。これと同じ考え方をするのであれば、地方はたくさんこういうものをつくって公益に資する、温暖化ガスも減らすという努力をしているわけですから、再生エネルギーの発電所をたくさんつくった田舎は、むしろサーチャージというのは低くてもいいじゃないかなと思うんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。大臣、お願いします。

○海江田国務大臣 この点は、先ほど私御答弁申し上げまして、そこ関連をしまいりますので、私から御答弁を申し上げます。いずれにしても、今度の制度では、国民の皆様方に広く薄くと申しますか、均一の負担をお願いするという事ですから、そうなりました場合、当然のことながら、今委員が指摘のありましたような問題点も生じてきようかと思ひます。ですから、そのために、これは法律の第三章などで記述してございますが、国が機関を指定いたしました、この機関に、これは各電気事業者単位になりますけれども、各電気事業者単位で支払う買い取りの費用と、需要家から集まってくるサーチャージの間に乖離がございますから、これを調整する機能を持たせようと考えております。

○白石委員 その調整のときに、再生エネルギーの導入に努力したところはむしろサーチャージを安くするとか、こういったこともぜひ検討していただきたいなというふうに思ひます。次ですが、五番目であります。今、規制改革、制度改革を内閣府の方で進めております。内閣府取りまとめで、各府省に協力してもらいながら、例えば国有林、保安林、農地利用

の規制改革、こういったことが再生可能エネルギーの普及に必須なわけであります。

また、もう一つは許認可の面で、例えば、ここに再生可能エネルギー、例えば水力発電所をつくる、その場合の許認可の条件で公益を比較量する場合に、この再生可能エネルギーの普及ということにどんな重みを置いて判断してもらわないといけないと思ひます。つまり、時代によって公益の自身が、そしてその重みがシフトしてきていると思うんですね。

よって、この法律の中にも規制改革や許認可案件における各府省や地方公共団体の協力義務を規定し、条文として加えるということについてどのようにお考えでしょうか。ぜひそういうふうにしていただけますか。

○中山大臣政務官 これは法律でいいますと、三十条、三十二条にこのことがある程度規定されてしまひ、他府省との協議、つまり、環境省と協議をする、話し合いを緊密にやってくれというふうな規定されております。

つまり、今、日本で一番自然エネルギーでポテンシャルの高いのは地熱です。これは世界第三位でございます。ところが、この地熱発電というのは、自然公園法であるとか温泉法であるとかいろいろのものがあつてなかなかできない。しかしながら、今はそういうことを乗り越えて、地熱発電の有効な自然エネルギーを利用しようということと環境省とも協議をする。

私も、実際、環境省の政務官レベルで、こういう話があるんだつたらよく話し合ひましよう。急に温泉のお湯が出なかつたとか、こういうことがあつては困るということでございます。あと、風力発電については、音が、低周波を招いて、環境的に非常に住む環境がよくない、こういうふうなこともございます。

ですから、どの場所によつたら規制にかからないかとか、そういうことも協議しようということと、これは他府省とのしつかりとした緊密な協議が必要だというふうな書かれております。

○白石委員 ぜひ農水省ほか、まあ、国の機関は規定があるということで、地方公共団体にもその旨、つまり、許認可権限を持つところには協力してもらおう、そういう規定を、読み込み、解釈ができるような形をお願いしたいと思ひます。次に参ります。六番目でありますけれども、ピークカットについて。

電気使用というのは、時間帯、特に一時から四時、そして曜日より大きく異なるわけで、ピーク時の電力供給が非常にコストがかかる。そのために設備を維持しないといけない。そして、供給義務としても重いわけですね。

では、電気ががんがん使うのはエアコンで、そういうときは、外はかんかん照りで、太陽光発電はがんがん回るわけですね。つまり、そういうときに備えてこそ太陽光発電というのを使得ってほしいということがあります。ということであれば、市場原理を働かせて、買い取り価格は時間帯別あるいは曜日別にしてピークカットに資するようにつ導していくことも考えられると思ひますけれども、この点、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 ピークカットの考え方というのは大事でございますが、そのためには、それこそスマートメーターなどの開発が必須になろうかと思ひております。ですから、私どももこれからスマートメーターの導入に向けてさまざまな補助をしていくつもりであるということはお話をしておきます。

ただ、例えば時間帯によつて買い取り価格を変えていくというふうなケースの場合、事業者の中には、まだスマートメーターが十分に行き渡っていないような段階では、なかなか、その投資の回収が何年ぐらいでできるかというふうなことに、不安定だ、見通しがつかなくなるといふような指摘もありますから、これはあくまでもまさにこれからの課題としまして、特に、私どもとすれば、スマートメーターの導入というものをしつかり後押ししていきたい、こう思ひております。

○白石委員 初めが大事ですので、スマートメーター、要するに時計がついている電力計でありますので、これを最初からつけてもらおう。そうでないと、次に新しい制度にレベルアップしようとしたときに、どうしてもそこで障害になつてしまふということでありますから、ぜひその導入あるいは補助を考えていただきたい。一方、小売の方も、時計付きの電力メーターがあると、使う側も高い電気料金帯のときには使用を差し控えることによつてピークカットができます。こういったことも考えていただきたいと思ひます。

七番目ですけれども、この太陽光発電というのは、ピークカットに資する、エアコンを使つているときは太陽光もがんがん回るといふことで、電力会社さんにとつてもピーク時の施設維持の負担が軽くなるということがあります。ということであれば、サーチャージの計算の上で、その分を差し引いて計算するという事をお願いしたいんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 これも、将来の考え方としては一つあるかと思ひます。あるいは、太陽光については、蓄電池の技術を推し進めるということも大切でございます。それから、太陽光が率先をして大量の電気を発電するというによりまして、そのほかの再生可能エネルギーによる発電量と相まって、全体に平滑化と申しますか、ならされますから、そういう中で、先ほどお話のありましたピークカットなどにも役立つことができようかと思ひますが、残念ながら、今すぐということとはありませぬけれども、これからの課題としてこれは大いに研究をしていかなければいけない。

それから、今のお話で、気候と太陽光発電による出力との相関関係、これも詳しいデータをとらなければいけません。それについては実証的な分析を既に行つています。そういうデータも集めておりますので、これからの検討の課題になろうかと思ひます。

○白石委員 サーチャージの計算というところ



は、前半の質問でも、非常に透明性をしっかりと頼むということがありました。九条にもあらかた規定されているんですけども、本当に大まかな規定でありまして、ほとんどは省令にゆだねられているということがあります。法律で、あるいは国会で決めるべきだという参考人のお話もありました。こういったことをしっかりと外部のチェックができるような形で、サーチャージが納得できるようにしていただきたいと思えます。

次に、八番目ですけれども、高品質電力需要者についてお伺いしたいと思います。

私がイメージしているのは、精密な工作機械を使う工場であります。こういった工場は非常に波形のきれいな電気が必要で、周波数、電圧、アンペアが均一でなければならないというわけでありまして。そんな中で再生エネルギー、太陽光であれば、お日さんが照つたらばつと電力が上がって、陰つたらがと下がる、こういった電気が入り込むことによってその均質性が乱されないか、こういったことが懸念されると思うんですけども、その辺の配慮についてどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今御指摘のとおり、我が国の競争力の源泉、特にものづくりを初めとする産業の現場において、いかに今おっしゃったような安定して波形のきれいな電力が供給されるかということは致命的に重要だと思っております。マイクロレベルの加工をしたり、あるいはいろいろな高度な加工をするときにこの品質は非常に重要な問題でございます。

現在、残念ながら、需要というのは刻々と変化をいたしますものから、こういった変化に対する対応といたしましては、主に石油、ガス等の火力を出力調整する格好でなるべくならしていく、こういうことで対応させていただいて周波数あるいは電圧の変化をクリアする、こういうことでやっているわけでございます。

一方、きょう御議論いただいております再生可能エネルギーでございますけれども、できるだけ

いろいろなポテンシャルを生かしながらたくさん入れていくということでございますので、一定の量が入ってまいりますと、御指摘のように今の乱れにつながらないとも限らないということでございます。周波数の乱れとか電圧の上がつたり下がつたり、こういったいわゆる系統上の課題というのは非常に大きな課題になってまいります。

先ほど部長答弁でもございましたけれども、いろいろな知恵を使っていたら、いろいろな必要な方をするものから、しかも、いろいろな供給者にもつなぐことができる。さつき潮流という話がありましたが、潮流はまだ研究段階でございますので、いずれ政令で指定するような時代が来るといえると思っておりますが、そういうことがふえればふえるほどそういった対応が必要でございます。

これから後の問題といたしましては、特に蓄電池の技術開発、それから、いわゆるスマートグリッドと申しますけれども、双方の通信を活用した系統側からの再生エネルギーの制御といえますか、こういったものは大変有望だと思っております。こういった技術開発を行うことによって、全体としてバランスのよい、波形の美しい品質の電力をたくさん使っていただけるような格好にしていきたいと思っております。

○白石委員 再生可能エネルギーは、そういうデメリットもあります。だからといって参入者を意地悪するのではなくて、ぜひそういう前向きな建設的な形でそのデメリットを解消していただきたいなと。

午前中の参考人のお話だと、ドイツでは優先接続をして、その辺の問題を考えるのは電力会社に課せられているということがあります。そういう考えも一つでありまして、本当にスマートグリッドをみんなで考えるということが必要じゃないかなと思えます。

次が、学校、公民館についてであります。再生可能エネルギーを発電するのは、住宅や事業者だけじゃなくて、学校の屋根とか公民館の屋

根、こういったところも考えられると思えます。場所を業者さんに貸して賃料を取るだけじゃなくて、みずからそこで発電した場合、その売り上げ収入はちゃんと学校、公民館のものになると考えてよろしいんでしょうか。短く。

○中山大臣政務官 簡単に言いますと、買い取り価格によるというふうに思えます。

先生はプロでございますので、投資をした分、どの程度で回収ができるかということだと思っております。ですね。ですから、四十二円、四十円、こういう高い金額で買い取るわけでございますので、それで何年たてば十分採算性がある。どのくらい、どこでお金を借りて、どこで金利の安い金を借りて、こうやるのか、いろいろお考えになれば必ず解決できる問題だと思います。あとは、償却とか税額控除七％もございまして。

○白石委員 そういふところは、学校とか公民館は非常に教育効果があるわけでありまして。近隣の公民館なんか、どういふふうにつけたか、みんなで相談し合つてやるということで、非常に知識が普及しやすいセンターになり得る。だからこそ公で補助していく。例えば補助金制度、太陽光パネルを買ったときの補助金制度、これもぜひこういったところには残すとか、あるいは税制、グリーン税制ですね、こういったものもぜひ継続していただきたいなと思えます。

その点について一言お願いします。

○中山大臣政務官 今お話ししたように、買い取り制度ですから、できるだけ買った金額でやっていく。その採算性を、例えばNPOであっても何であつても、やはりそこは先生のようなプロが投資と回収の原則をしっかりと教えてやっていただきたいと思えます。

それから、あとは補助金に関しては、またしっかりいろいろな議論をしていきたいと思えます。最後に、廃棄物の件についてお伺いしたいと思います。

再生可能エネルギー、中でも太陽光パネルは、

急速な普及を願う一方、それらはいつかは壊れるわけでありまして、廃棄しないといけない。このパネルというのは、ちよつと有害であるということも聞いております。家電については、家電リサイクル法によって廃棄の道筋をつくつてこの分野についてもつくつていただきたいと思いますけれども、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○中山大臣政務官 最後でございますが、これは大変重要なところでございます。

先ほど佐藤理事からちよつとお食事をしているときに話を聞いたんですが、世界がこの新しい日本の制度を見ているんですね。ほとんど太陽光のパネルを売り込もうと思つてます。もしWTOにひつかからない程度だつたら、粗悪品は絶対入れるべきではないと思うんですね。地球を汚したり、土壌を汚すというような結果になります。

そういう面では、リサイクルは極めて重要な御指摘でございます。できる限り日本製品が入つたらうれしいな、安全なものが入ればうれしいな、こういう気持ちであります。世界のルールもございまして。そこら辺をうまく考えて、ぜひ日本の安全なパネルを入れていきたい、このように思っております。

○白石委員 バックエンドのお話が終わったところで、これでエンド、ちよつと時間となりました。

ありがとうございます。

○田中委員長 以上で白石君の質疑は終了しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

経済産業委員会議録第十四号中正誤

ページ 段 行 誤 正 連系性 連系線

平成二十三年八月十一日印刷

平成二十三年八月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C